# 墨田区人権啓発基本計画

令和4(2022)年度~令和13(2031)年度

令和4年3月

墨 田 区

# 人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現をめざして

平成12 (2000) 年に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、墨田区では、平成14 (2002) 年に「墨田区人権啓発基本計画」を策定し、人権が尊重される社会の実現をめざし、区民が心豊かに安心して暮らせるまちづくりを推進してきました。

一方、人権問題の国内外の現状に目を向けると、様々な差別や偏見等はいまだに生じており、その内容も社会経済状況の変化を受けて、多様化・複雑化しています。最近では、令和2(2020)年に新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大し、感染者やその家族、医療従事者などへの人権に関わるような不適切な扱いや誹謗中傷が問題となりました。

そうした中、昨年開催された東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会では、「多様性と調和」を掲げ、共生社会の実現をめざして、改めて「人権」について考え、 一人ひとりが人権意識を持つことの重要性が発信されました。

このような状況を踏まえ、このたび「墨田区人権啓発基本計画」を改定しました。今回の改定では、前計画の基本的な考え方を継承しながらも、ソーシャルインクルージョン(社会的包摂)に基づき、多様性を認め合うまちづくりの実現に向け、SDGsの目標と関連付けながら、新たな課題への対応についても盛り込みました。

私たち一人ひとりが人権を尊重し、優しさと思いやりの心を大切に共に支え合うことのできる"すみだ"の実現をめざして、本計画の着実な推進を図っていきますので、皆様の一層の御理解と御協力をお願いします。

結びに、本計画の改定にあたり、人権啓発基本計画改定検討委員会の委員の方々をは じめ、御協力をいただきましたすべての皆様に、心より感謝申し上げます。

令和4(2022)年3月

墨田区長 山本 亨

# 目次

第1	章 計画改定にあたって
1	計画の趣旨
2	基本理念
3	基本目標と施策展開の考え方
4	体系図
5	計画の位置づけ
6	計画の期間 10
7	計画策定の背景 10
8	墨田区の人権をめぐる現状と課題 12
第 2	章 人権問題の現状・課題・施策
1	女性の人権問題 1!
2	子どもの人権問題 19
3	高齢者の人権問題 23
4	障害のある人の人権問題 2
5	部落差別(同和問題) 3
6	外国人の人権問題 34
7	感染症に関する人権問題 3
8	犯罪被害者やその家族の人権問題 40

9 インターネット上の人権問題 42
10災害の発生に伴う人権問題 45
11性的指向・性自認に関する人権問題 48
12さまざまな人権問題 53
第3章 施策の進め方 59
1 人権啓発・人権教育 59
2 人権研修 60
3 相談・支援 60
4 連携・協働 61
5 推進体制 61
【参 考 資 料】65
人権啓発基本計画改定までの経緯 65
墨田区人権に関する意識調査(令和元年8月実施)の概要 66
墨田区人権啓発基本計画(平成 28 年度~令和 3 年度)の各施策の評価 67
世界人権宣言(仮訳文) (1948年12月10日第3回国際連合総会採択) 81
日本国憲法(昭和 22 年 5 月 3 日施行) 85
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成 12 年法律第 147 号) 88
墨田区女性と男性の共同参画基本条例 89

# 第1章 計画改定にあたって

### 1 計画の趣旨

本計画は、前計画が完了することにともない、このたび、次の10年間に向けて令和4(2022)年度から令和13(2031)年度までの人権啓発のあり方について定めたものです。

この10年間で、墨田区は、東京スカイツリーの開業や駅周辺の開発等の整備に伴い国の内外から民族、国籍、宗教、文化、性別など、さまざまな背景や属性の人々が多く集まる都市となりました。誰もが住みやすい環境づくりには、お互いの生活習慣、文化、価値等の違いを認め合い、多様性を尊重することが大切です。その一方で、現在でも女性や子ども、高齢者、障害者、部落差別(同和問題)等の差別や偏見などの人権課題が依然として存在しています。また、近年では、インターネット上の人権侵害やさまざまなハラスメント、ヘイトスピーチ、性的指向及び性自認を理由とする差別や偏見、災害時における人権侵害、新型コロナウイルス感染症に関するさまざまな差別や偏見等、社会・経済状況の変化等により人権問題も多様化、複雑化しています。このような人権問題が生じている背景としては、国際化、情報化、高齢化、少子化、社会や経済の変化に伴う貧困等の問題などが、その要因となっていると考えられています。また、DV、いじめ、児童虐待等、人権問題の量的な増大も懸念されます。

令和3 (2021) 年は東京でオリンピック・パラリンピックが開催されました。その理念は、「スポーツを通して心身を向上させ、さらには文化・国籍など様々な差異を超え、友情、連帯感、フェアプレーの精神をもって理解し合うことで、平和でよりよい世界の実現に貢献する」というものです。それぞれの違いを認め合いながら思いやりをもって生きていくための道しるべであるオリンピズムを東京 2020 オリンピック・パラリンピックのレガシーとして後世に引き継いでいきます。

こうした流れを踏まえ、本区がこれまで取り組んできた施策を継承しつつ、新しい人権課題にも対応し、人権問題の解決に向けて啓発をするにあたり、「墨田区人権啓発基本計画」を改定しました。

#### **~人権とは~**

人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利で、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利のことです。自分の「人権」が侵害されていることに気づけなかったり、気づかないうちに他人の「人権」を侵害しているかもしれません。私たちは、自分や他人の「人権」を尊重するためには、まず、「人権」とはどのようなことなのかを知ることが最も大切です。

#### (1) 前計画の検証

墨田区人権啓発基本計画(平成28年度~令和3年度)の各施策全118事業のうちA評価は86事業(72.9%)、B評価は30事業(25.4%)となっています(なお、C、D評価の事業は該当なし。実績がなく評価できない事業は2事業)。(巻末の【参考資料】P.67からP.80までを参照)

この評価は第3者評価ではありませんが、人権同和・男女共同参画課の依頼に基づいて 各事業を実施した主管課が自ら実施した各事業について事業継続の可否等の観点から自己 評価したものです。

この資料から前計画を検証すると、同和問題をはじめさまざまな人権問題について各主管課が引き続き施策を進めていることは評価できます。女性の人権問題では、DV支援措置対象者の増加、子どもの人権問題では子育て支援総合センターでの個別ケース検討会議の開催回数が確保できていること、教育委員会が、いじめ問題の未然防止、早期発見、早期対応に包括的に取り組んでいる状況がうかがえます。高齢者の人権問題では権利擁護、認知症対策等難しい課題も多くあります。障害者の人権問題では、虐待防止等、障害者差別解消法に基づいた施策が展開されています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、コロナ差別と呼ばれる人権問題も新たに発生しています。性的マイノリティの人の人権問題や災害時における人権問題等、新たに顕在化してきた人権問題も含め前計画で取り上げた項目については引き続き啓発を行っていく必要があります。

今後は、情報化社会の進展やポストコロナの新しい生活様式を見据えた非接触型で、より効果的に啓発できる方法についても検討を進める必要があります。

# (2)人権啓発を行う際の視点

人権問題の啓発に際しては、区民から幅広く理解と共感が得られることが重要です。 前出の「前計画の検証」でも触れましたが、墨田区人権啓発基本計画(平成28年度~令和3年度)の各施策を見ても、廃止になった事業はほとんど無く、人権意識を根付かせることは、長い年月がかかり、人権啓発の難しさがうかがえます。

このことから墨田区では新たに以下5つの視点から啓発していきます。

#### ア 人権に関する基本的な知識の習得

多様化、複雑化した人権問題の現状では、憲法を始めとした人権にかかわる国内法令や国際条約の周知とともに、環境と人権との関係、SDGs、企業と人権の関わりなど、人権に関するさまざまな知識や情報の習得を目的とした啓発を推進していきます。

#### イ 生命の尊さを学び合う

生命の尊さや大切さを学び、他人にも伝えてお互いに学び合うことが重要です。自 分と同時に他人もかけがえのない存在であることを認め合うことです。他人と共生・ 共感の大切さを真に実感できるよう啓発を推進していきます。

#### ウ 多様性を尊重する

世間体や他人の思惑を過度に気にする風潮や社会における根強い横並び意識の存在等が、人々の目を問題の真相から背けさせる要因ともなっています。それは、さまざまな差別の解消を妨げている原因にもなります。これらの風潮や意識の是正を図るために、互いの人権を尊重し合い、多様性を認め合うことが重要であることを区民に理解してもらえるよう啓発を推進していきます。

### エ 人権に対する感性を育む

さまざまな知識を取り入れても、それだけでは人権感覚を身に着けることはできません。自分の人権とともに他人の人権が認められているかを感じ取る力が必要です。 こういった感性(人権感覚)を育むことの重要性を理解してもらえるよう啓発を推進していきます。

#### オ 人権感覚に基づいた行動に結びつける

最も難しいのが行動です。知識や感覚を身につけたら、どういった行動があるのか、どのように行動するべきかを考えることが、行動するきっかけに繋がると考えます。人権感覚に基づいた行動に結びつくよう啓発を推進していきます。

#### ~SDGs(国連が採択した持続可能な開発目標)とは~

平成 27 (2015) 年の国連サミットに全会一致で採択された国際目標です。SDGs では、「誰一人取り残さない」という持続可能で多様性と包摂のある社会の実現の理念を掲げ、すべての人々の人権尊重の実現を目指すことが示され、17 のゴール及び 169 のターゲットを定めています。SDGs の内容はどれも「人が生きること」と関連しており、人権尊重の理念が基礎にあります。

# SUSTAINABLE GALS DEVELOPMENT GALS





































# 人権啓発基本計画に特に関連する SDGs の目標



ゴール 1 貧困をなくそう



ゴール 4 質の高い教育をみんなに



ゴール 8 働きがいも 経済成長も



ゴール 16 平和と公正をすべての人に



ゴール3 すべての人に健康と福祉を



ゴール 5 ジェンダー平等を実現しよう



ゴール 10 人や国の不平等をなくそう

# 2 基本理念

# 「人権を尊重し、多様性を認め合う平和な社会の実現をめざします」

墨田区では、人種、皮膚の色、民族、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、障害、疾病、職業、年齢、被差別部落出身その他経歴等にかかわらず、一人ひとりがかけがえのない存在として人権を尊重し、多様性を認め合う平和で豊かな社会の実現をめざしていくこととし、これを計画改定にあたっての基本理念とします。

# 3 基本目標と施策展開の考え方

基本理念である「人権を尊重し、多様性を認め合う平和な社会の実現をめざす」ためには、人権が区民相互の間において共に尊重されることが必要です。これは自分の人権と同時に他人の人権も尊重するということですが、さまざまな権利が時に対立することも考えられます。このときに重要になるのが相手の立場に立って考え、感じることです。これは、どちらか一方、あるいは誰かが我慢することや譲ることではなく、まずは相手の立場に立って考えることから始めようということです。人権が尊重され、多様性が認められ、社会的に孤立することなく人とのつながりを持つことができる共生社会の実現のために必要なことを探していく必要があります。

# (1) 基本目標

# 「ソーシャルインクルージョン(社会的包摂)のまちづくり」

#### ~ソーシャルインクルージョン(社会的包摂)とは~

子どもや高齢者、障害の有無に関わらず、誰もが健康で文化的な生活を送れるように社会の中で互いに助け合って生活していこうという考え方です。

具体的には、社会福祉に関わる諸制度が充実してきた現代でも、社会的援護を必要としている人々すべてに社会や福祉の手が届いているわけではないので、こうした人々を援助するために地域社会の「つながり」を構築して、いかなる人も排除されない社会づくりをめざすということです。

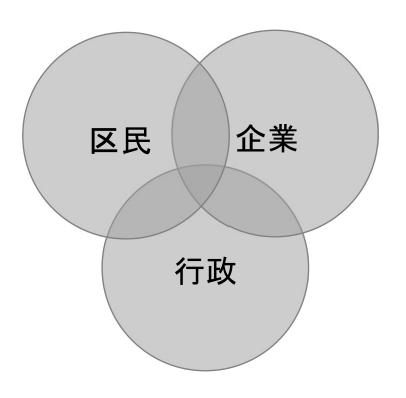
「誰一人取り残さない」社会の実現をめざす SDGs の理念とも通じるものです。

#### (2) 施策展開の考え方

- ア 多様性を尊重し、互いの個性や違いを認め合える豊かな人権感覚を 育む
  - ・自分や他人の人権が尊重されるとともに多様性を認められて、多様な人々が共生して いると感じてくれる区民が増えるよう啓発を進めます。
  - ・人権感覚あふれる共生社会の実現のためには、「誰かのこと」ではなく「自分のこと」として考えることができる、豊かな人権感覚が身につくよう、あらゆる場で人権教育・啓発を進めます
- イ あらゆる差別や偏見がない、全ての人権が尊重される誰にもやさし い地域づくり
  - ・個人がかけがえのない存在として認められ、誰もが孤立せず、排除されることなく、 安心して自分らしく暮らせる地域社会をめざします。
  - ・日常生活や社会生活を通じて、豊かな人権感覚に基づく行動が自然に実践される地域 づくりを進めます。
- ウ あらゆる差別を許さないという人権意識が浸透し、区民、企業、行 政の参画と協働により人権が尊重される墨田区の実現
  - ・行政や関係機関、企業、区民等地域全体で「心のバリアフリー」<sup>1</sup>を実行していきます。
  - ・人権感覚あふれる共生社会を実現するためには、行政や関係機関だけでなく、区民の 豊かな感性や発想、地域での実行力とともに、区民と区民、また区民と区が協働して 人権尊重のまちづくりを進めます。

<sup>1</sup> 心のバリアフリー:様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことである。出典:ユニバーサルデザイン 2020 行動計画(平成 29 (2017) 年ユニバーサルデザイン関係閣僚会議決定)

# 〜人権を尊重し、多様性を認め合う 平和な社会の実現をめざして〜



- ・区民は一人ひとりが人権の意義や重要性を認識し、個人相互の関係においても尊重し合い、生活の中で人権に配慮した行動をとります。
- ・企業は従業員に対して人権にかかわる研修会の実施や講演会等への参加を促し、人権尊重の理念を業務に反映させるよう努めます。
- ・ 行政はすべての人の人権を保障し、 区民一人ひとりの人権が侵害される ことを防ぎ、平和で豊かな地域づく りを支援します。

#### 基本目標

「ソーシャルインクルージョン(社会的包摂)のまちづくり」

#### 人権啓発を行う際の視点

- (1) 人権に関する基本的な知識の習得
- (2) 生命の尊さを学び合う
- (3) 多様性を尊重する
- (4) 人権に対する感性を育む
- (5) 人権感覚に基づいた行動に結びつける

### 施策展開の考え方

- (1) 多様性を尊重し、互いの個性や違いを認め合える豊かな人権 感覚を育む
- (2) あらゆる差別や偏見がない、全ての人権が尊重される誰にも やさしい地域づくり
- (3) あらゆる差別を許さないという人権意識が浸透し、区民、企業、行政の参画と協働により人権が尊重される墨田区の実現

#### 主要な人権課題

①女性の人権問題②子どもの人権問題③高齢者の人権問題④障害のある人の人権問題⑤部落差別(同和問題)⑥外国人の人権問題⑦感染症に関する人権問題⑧犯罪被害者やその家族の人権問題⑨インターネット上の人権問題⑩災害の発生に伴う人権問題⑪性的指向・性自認に関する人権問題⑫さまざまな人権問題

# 人権教育・人権啓発施策の推進

# 5 計画の位置づけ

- 【国】日本国憲法
- 【国】人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- 【国】人権教育・啓発に関する基本計画
- 【国】人権施策に関する各種法律

【都】東京都人権施策推進指針

【都】人権施策に関する各種条例

# 関連する区の分野別計画

- ・男女共同参画推進プラン
- ・子ども・若者計画
- 高齢者福祉総合計画
- 障害福祉総合計画
- · 地域福祉計画 等

墨田区人権啓発 基本計画 <sup>令和4年度~令和13年度</sup>

~人権教育・人権啓発施策 の推進~

「墨田区人権啓発基本計画」の位置づけ

- (1) 基本的人権尊重の原則を定めた世界人権宣言の精神を実現することをめざしています。
- (2) 基本的人権の尊重は日本国憲法の柱の一つで、侵すことのできない永久の権利として、国民一人ひとりの人権の保障をめざしています。
- (3) 墨田区基本構想及び墨田区基本計画の考え方に沿って、区が施策を推進するための 基本的な方向を人権擁護の視点から明らかにし、区、区民、企業等が協働し、人権 尊重の理念の行きわたったまちづくりに取り組んでいくための区の基本姿勢を示す ものです。

世

界

人

権

宣

言

室田区八惟俗宪基本計画」 り位直 りけ

### 6 計画の期間

本計画の期間は、令和 4 (2022) 年度から令和 13 (2031) 年度までの 10 年間とし、 社会状況の変化等を踏まえ中間見直しを行います。遅くとも 5 年後の令和 9 年 (2027) 年度には見直し後の計画を策定します。

# 7 計画策定の背景

#### (1)世界の動き

昭和23(1948)年 「世界人権宣言」採択

昭和 40(1965)年 「人種差別撤廃条約」採択

昭和41(1966)年 「国際人権規約」採択

昭和54(1979)年 「女子差別撤廃条約」採択

平成元 (1989) 年 「児童の権利に関する条約」採択

平成6 (1994) 年 「人権教育のための国連10年」行動計画の実施

平成16(2004)年 「人権教育のための世界計画」採択

平成 18 (2006) 年 「国連人事理事会」を新設

「障害者の権利に関する条約」採択

平成 27 (2015) 年 持続可能な開発のための目標 (SDG s) で「誰一人取り残さない」理

念を掲げ、すべて人々の人権尊重の実現をめざす。

#### (2) 国の動き

昭和22(1947)年 「日本国憲法」施行:国民の基本的人権の尊重に関して「平

等権」「自由権」「社会権」「国務請求権」「参政権」の5つ

の権利について規定

平成 6 (1994) 年 「児童の権利に関する条約」批准

平成9 (1997) 年 「人権教育のための国連10年」の国内行動計画を策定

平成12(2000)年 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行

平成14(2002)年 「人権教育・啓発に関する基本計画」策定

平成23(2011)年 「人権教育・啓発に関する基本計画」一部変更

平成25(2013)年 「子どもの貧困対策」、「いじめ防止対策推進法」施行

平成26(2014)年 「障害者の権利に関する条約」批准

平成28(2016)年 「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別

解消推進法」施行

#### (3) 東京都の動き

平成12(2000)年 「東京都人権施策推進指針」策定

平成27(2015)年 「東京都人権施策推進指針」改定

令和元 (2019) 年 「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現

を目指す条例」施行

令和 2 (2020) 年 「東京都新型コロナウイルス感染症対策条例」施行

#### (4) 墨田区の動き

平成元 (1989) 年 「墨田区平和福祉都市づくり宣言」

未来に向かって世界の平和と人々の福祉向上の実現に努力する。

平成12(2000)年 「すみだやさしいまち宣言」

「人にやさしい」「地域にやさしい」「環境にやさしい」まちを実現する。

平成14(2002)年 「墨田区人権啓発基本計画」策定

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、地方公 共団体の責務として、地域の実情を踏まえた施策を推進することが 定められた。本計画は9年計画で、人権教育・人権啓発に関する諸 施策を総合的・計画的に推進するために策定し、人権問題の解決に 向けて、さまざまな取組を実施している。

平成17(2005)年 「墨田区基本構想」策定

「すべての人々の人権が等しく尊重されるとともに、やさしさや思いやりの心をたいせつにして、お互いを認め合い協力できる地域社会をつくる」を区のめざす姿としている。

平成 18 (2006) 年 「墨田区基本計画」(平成 28 (2016) 年改定)

「世界の平和を願い、人権を尊重するまちをつくる」を区の政策の 一つと位置付け、差別のない人権が尊重されるまちづくりを進めて いる。

平成28 (2016) 年 シティプロモーション「人 つながる 墨田区」

「人と人のつながり」が輝くまちの実現をめざすため墨田区の魅力 を効果的に情報発信する。

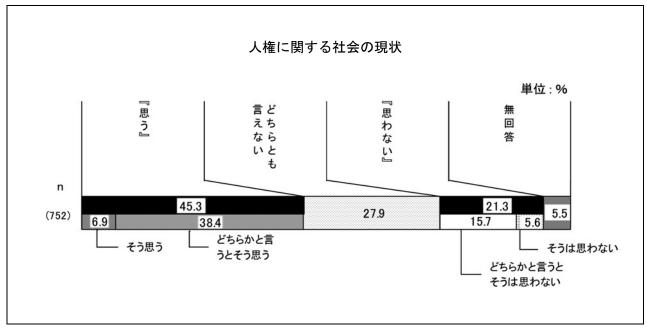
# 8 墨田区の人権をめぐる現状と課題

### (1) 現状

人権をめぐる現状を区で行っている調査「墨田区基本計画」策定のために行われた調査 結果及び「墨田区人権に関する意識調査」から見ていきます。調査結果は第2章各項目内 に記載されている数値やグラフでも活用されています。

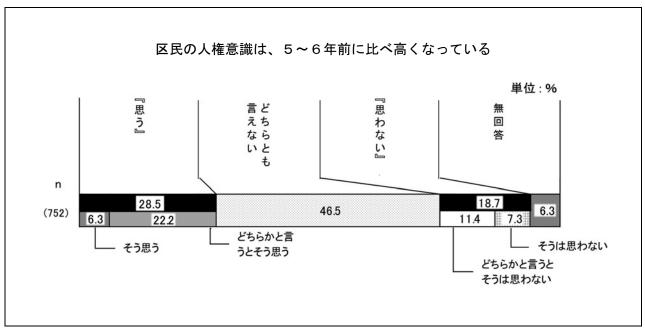
(「墨田区人権に関する意識調査」については、巻末の【参考資料】P. 66「墨田区人権に関する意識調査(令和元年8月実施)の概要」を参照)

- ◎「墨田区基本計画」策定のために行われた調査結果から「日常生活で差別がある」と思う区民の割合平成 28 (2016) 年 41.1%、令和 2 (2020) 年 42.2%「人権が尊重されている社会である」と思う区民の割合平成 28 (2016) 年 73.4%、令和 2 (2020) 年 75.7%
- ◎「墨田区人権に関する意識調査」結果から 「今の日本は、人権が尊重されている社会である」と思う区民の割合 平成26年度 52.1% 令和元年度 45.3%



※n=調査回答数 <令和元年度墨田区人権に関する意識調査より>

「区民一人ひとりの人権意識は、5~6年前に比べて高くなっている」と思う区民の割合 「思う」平成26年度 24.1% 令和元年度 28.5%



※n=調査回答数 < 令和元年度墨田区人権に関する意識調査より>

#### (2)課題

「人権が尊重されている社会である」、「区民一人一人の人権意識が以前と比べて高くなった」と思う区民の割合を増やすことです。

# (3) 課題解決に向けた取組

#### ア 啓発・教育

さまざまな人権問題に関する講演会や研修等を行い、人権に関する正しい知識の習得を促し、人権意識の高揚を図ります。区報や啓発冊子の作成など従来の周知方法に加え、SNS などのさまざまな媒体を積極的に活用し、啓発を行います。

また、人権尊重の理念を広く社会に定着させ、さまざまな人権課題に関わる差別や偏見をなくすため、学校教育及び社会教育を通じて人権教育を推進していきます。

#### イ 相談・支援

人権が侵害された人や侵害されるおそれのある人を、いち早く専門的な相談窓口に繋げることで、適切な支援を受けることができるよう、各種相談窓口のより一層の周知を図ります。

また、区民のニーズに対応できるようにさまざまな相談窓口の設置、人権救済を行っている法務省等の関係機関との連携に努めます。

### ウ 関係機関との連携・協働

近年のインターネットによる人権侵害に代表される、広域的な対応が必要となる人権課題の解決に向けて、国や東京都との適切な役割分担の下、連携して対応します。

また、国や都に限らず、企業やNPO法人、人権擁護委員などの関係機関と協力し、 人権啓発活動を行います。

### 工 推進体制

人権啓発や人権問題の解決を促進するため、推進体制の整備に努めます。

また、各分野で設置されている連絡会や委員会において、人権啓発の情報提供や共有など連携を行います。

# 第2章 人権問題の現状・課題・施策

この章では、さまざまな人権問題について、現状及び課題、施策の方向性について説明 します。施策の方向性については今後の人権啓発に関する事業の進め方の指針となります。 法に基づき実施しなければならない事業や区独自の事業などをまとめたものです。

# 1 女性の人権問題









#### (1) 現状及び課題

日本国憲法に男女の同権・平等がうたわれて以来、「男女雇用機会均等法」や「男女共同参画社会基本法」、「女性活躍推進法」などの法律や制度の整備が進められました。

墨田区では、「ジェンダー平等」への取組を「男女共同参画推進」として従前から取組んできました。その長年の取組により、着実に前進してきましたが、今なお、性別による固定的役割分担の意識が根強く、女性に対する差別や偏見の解消には至っていません。例えば家庭では、家事・育児・介護などの負担が女性に偏っていること、職場では管理職に占める女性の割合が少ないことや、男女間の賃金に格差があることなどがあります。

また、女性への性的暴力をはじめ、配偶者等からの暴力(DV)や望まない妊娠、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの人権侵害が発生しています。近年では、「デート DV<sup>2</sup>」や、「リベンジポルノ<sup>3</sup>」、アダルトビデオ出演強要問題等、若年層をとりまく暴力や犯罪行為も発生しています。性的暴力は性別に関わらず被害が発生していますが、その被害者の多くは女性である状況が続いています。

新型コロナウイルス感染症のパンデミックの中では、いまだ存在する固定的な性別役割 分担意識から、多くの女性の家庭における負担が増大し、また非正規雇用者の大量解雇に

-

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> デート DV: 恋人同士など、親密な関係にある相手からの、「なぐる」、「ける」などの身体的暴力、「大声でどなる」、「無視する」、「束縛する(行動監視、携帯電話のチェック、友人との付き合いの制限など)」などの精神的暴力、性的行為の強要などの性的暴力のこと。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> リベンジポルノ:報復を目的として、交際中に撮影した元交際相手や元配偶者の裸などの性的な画像を、撮影対象者の同意なく、インターネット上に公表する行為のこと。平成 26 年 11 月 27 日通称:リベンジポルノ被害防止法の施行により、プライベートな性的画像を勝手に公表することは犯罪となった。

よって、経済的立場が弱く非正規雇用で働く割合が高い女性労働者の貧困の拡大、さらに DV 件数の増加などが顕在化する傾向がみられました。

墨田区では、平成17 (2005) 年には「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」を制定し、男女共同参画社会を実現するための理念を示し、性別による差別の禁止等、区、区民、事業者、地域団体の責務と協働を規定しました。現在は、平成31 (2019) 年に策定した「墨田区男女共同参画推進プラン(第5次)」に基づき、さまざまな施策を推進しています。特に、女性たちが創造的な地域社会を切り開く活動交流の場として平成2 (1990) 年に開設された「すみだ女性センター」は、男女共同参画のための情報誌を発行するなど男女共同参画推進拠点となっています。性別に関わらず、誰もがその個性と能力を十分に発揮できるよう、互いの立場を尊重して協力し合う、そのためには女性の人権問題に関する関心と理解を深めていくことが大切です。

#### (2) 施策の方向性

#### ア 女性の地位向上と男女共同参画の理念の推進

性別等に起因する格差差別や固定的な性別役割分担意識の解消、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の普及等に向けて、男女共同参画の理念やジェンダーに基づく問題への理解を深め、誰もが互いに尊重し合うことができるよう啓発や教育を推進します。

#### イ DV やハラスメントなど暴力的言動の防止、被害者の支援

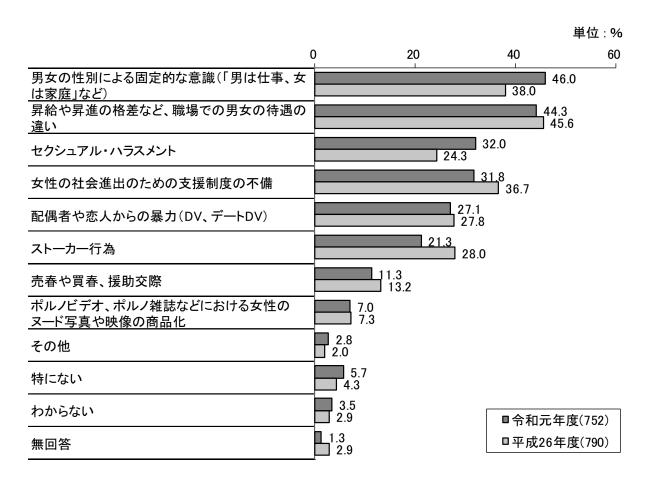
配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為は、生命の危機につながる場合があることから、引き続き相談窓口の周知を行い、関係機関との連携を強化し、被害者の保護や支援に取り組みます。

#### ウ 区内各機関などの組織における女性の参画推進

仕事、家庭生活、地域活動をはじめ、女性に対し社会のあらゆる分野への活動に参画する機会を保障し、学校や企業などとも協働し、能力や個性を発揮できる環境づくりに努めます。

#### ◎「墨田区人権に関する意識調査」結果からみる「女性に関する人権上の問題点」

女性に関することで、特に人権上の問題があると思われる点は、「男女の性別による固定的な役割分担意識(男は仕事、女は家庭など)」が46.0%で最も高く、以下「昇給や昇進の格差など、職場での男女の待遇の違い」(44.3%)、「セクシュアル・ハラスメント」(32.0%)、「女性の社会進出のための支援制度の不備」(31.8%)の順で続いています。



< 令和元年度墨田区人権に関する意識調査より>

# (3) 施策

事業名	事業内容
●男女共同参画プランの実施、進捗状況	地域の中で互いに多様性と人権を尊重し、すべての人がともに活躍
報告書の作成、プランの改定	する男女共同参画社会を築くことをめざして策定します。毎年度、
[人権同和·男女共同参画課]	進捗状況を公表し、5年ごとに、改定します。
[八阳时间 为久八同多四队]	[啓発・教育] [相談・支援][連携・協働] [推進体制]
●女性活躍推進・働き方改革アドバイザ	女性の活躍推進、働き方改革、ワーク・ライフ・バランスの推進に現
一派遣事業の実施	在取り組む区内の中小企業等に、専門のアドバイザーを派遣します。
[人権同和・男女共同参画課]	[啓発・教育][相談・支援]
●DV 防止啓発カードの作成・配布	配偶者等からの暴力に関する相談窓口を広く周知するため、携帯し
[人権同和・男女共同参画課]	やすいカードサイズで作成し、配布します。
	[啓発・教育][相談・支援]
●男女共同参画に関する区民意識調査の	5年に1度、男女共同参画に関する区民の意識、区政への要望をアン
実施	ケート形式でお聴きし、今後の区政に役立てるため調査を行います。
[人権同和・男女共同参画課]	[啓発・教育][連携・協働]
●区民との意見交換会の実施	毎年度、墨田区男女共同参画推進委員会の委員による企画で、さま
[人権同和·男女共同参画課]	ざまなテーマの意見交換会を実施します。
	[啓発・教育][連携・協働]
●ワーク・ライフ・バランスセミナーの	毎年度、女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランスの推進等のた
実施	め、区内事業者を対象としたセミナーを実施します。
[人権同和・男女共同参画課]	[啓発・教育][連携・協働]
●男女共同参画推進委員会等の開催	毎年度会議体毎に3~4回、男女共同参画社会を実現するため、男女
●	共同参画施策に関する事項や推進計画の策定などについて審議しま
[八惟时作 万久六时参西床]	す。 [啓発・教育][推進体制]
●男女共同参画苦情調整委員会の開催	墨田区女性と男性の共同参画基本条例に基づき、区民からの申し出
[人権同和・男女共同参画課]	
●啓発冊子の配布、ポスターの掲示	国や都から配布される啓発冊子やポスター等を、区役所1階の区民
[人権同和・男女共同参画課]	情報コーナー等に掲示、区内で主催される各イベント等で区民へ配
	布します。    「啓発・教育」
●広報紙による啓発(人権コラム、人権	区のお知らせに、年4回の「人権コラム」と、毎年12月に「人権特
特集の掲載)	集号」を掲載します。(区公式ホームページ-区政-人権・男女共同参
[人権同和・男女共同参画課]	画-人権-人権コラム) [啓発・教育]
●男女共同参画情報誌「すずかけ」の発	毎年度2回、男女共同参画を推進するための資料として、区民である。
行	る編集委員と協働で男女共同参画情報誌「すずかけ」を発行します。
[すみだ女性センター]	[啓発・教育]
●DV・デート DV 予防啓発講座の開催	毎年度1、2回、DVやデートDVに関する予防啓発講座を開催します。
[すみだ女性センター]	[啓発・教育]
●女性のためのカウンセリング及び DV 相	専門のカウンセラーが、DV やセクハラ等に関する相談を受け付けて
談	います。
[すみだ女性センター]	[相談・支援]
●住民基本台帳事務における DV 及びスト	DV やストーカー加害者による被害者の住所確認等の不正取得の防止
ーカー行為等被害者の支援措置	を図るため、窓口及び郵送請求時における請求事由の正当性の確認
[窓口課]	や本人確認を徹底します。 [相談・支援]
●女性に対する暴力、性的被害など女性	女性、ひとり親家庭などの福祉の相談や援助を行っています。また、
の人権侵害や女性福祉に関する相談・緊	緊急に保護を必要とする女性又は母子が、適当な施設に入所できな
急一時保護等、その他の援助	い場合、一時的に指定施設へ入所し、必要な支援を行います。
[生活福祉課]	[相談・支援]
●一時保護施設及び社会福祉施設への入	失業、生活苦、住居立ち退き等で居所を失い、保護を必要とする女性
所の援助	に対して、施設への入所を援助します。
[生活福祉課]	[相談・支援]
●女性福祉資金等の貸付を通じた経済的	女性の経済的自立と安定した生活を確立するために、配偶者のない
な自立と安定の援助	女性に目的により必要な額を各資金の限度額内で貸し付けを行いま
[生活福祉課]	す。 「相談・支援」
●リプロダクティブ・ヘルス/ライツに	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)
関する普及啓発[保健計画課、保健センタ	について、学校や助産師養成所、関係者と連携して、普及啓発を行い
一、人権同和·男女共同参画課]	ます。 [啓発・教育]
	1 2 2 2 3 113

# 2 子どもの人権問題









#### (1) 現状及び課題

子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目的とした「児童の権利に関する条約」が平成元(1989)年の国連総会で採択され、日本も平成6(1994)年に、この条約を批准しています。また、「児童虐待防止法」や「いじめ防止対策推進法」など、子どもの人権を守るためにさまざまな法律が整備されています。

しかし、少子化や核家族化に伴う社会経済の構造の変化や、家庭や地域の子育て環境の変化により子どもへの体罰や児童虐待等が深刻な問題になっています。子どもに対する体罰や暴言は子どもの心身に深い傷を残す人権侵害行為であることから、令和2 (2020) 年に「児童福祉法」が一部改正され、「しつけ」であるかを問わず、保護者による体罰等の禁止が明確化されました。新型コロナウイルス感染症の蔓延による外出自粛に伴う閉鎖的な養育環境での児童虐待件数の増加や、ヤングケアラー<sup>4</sup>の問題など、子どもの人権に関わる問題が顕在化する傾向がみられます。

また、子どもたちのいじめも依然として問題となっています。近年では、情報通信機器の発展に伴い、インターネット上でいじめの被害者や加害者になる事態や、インターネットを利用した児童買春や児童ポルノの氾濫等で子どもが犯罪に巻き込まれる事態も発生しています。

さらに、子どもの貧困についても、平成 26 (2014) 年には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、子どもたちが生まれ育った環境に左右されることのないよう教育や生活の支援等に取り組むことが定められていますが、世帯の収入状況によって十分な教育の機会が得られないだけでなく、子どもの健康状態についてもその格差が広がること等が問題となっています。また、教育の機会については、外国にルーツを持つ子どもたちの学習不足等の問題も起きています。

墨田区では、改組等を経て、平成18(2006)年「墨田区要保護児童対策地域協議

<sup>4</sup> ヤングケアラー: 法令上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども。

会」を設置し、関係機関との連携を強化し、虐待されている児童への援助・支援・地域における児童相談体制の充実を図っています。平成19(2007)年には、墨田区子育て支援総合センターを開設し、墨田区要保護児童対策地域協議会の調整機関として位置づけ、児童虐待の防止や保護を要する児童への対応、保護者への支援や指導等を行っています。

教育分野では、子どものさまざまな悩みを解決するために、区内の小中学校に、臨床 心理士によるスクールカウンセラーを配置し、学校での相談事業を行っています。

また、すみだ生涯学習センターに教育相談室を設置し、専門の相談員が相談に応じています。さらに平成16 (2004) 年には、「すみだスクールサポートセンター」を設置し、いじめ問題や不登校、保護者の子育てに関する問題など、多様化する健全育成上の課題に対し、相談や支援など早期のきめ細やかな対応を図っています。平成26 (2014) 年には、「墨田区いじめ防止対策推進条例」を制定し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進しています。子どもが一人の人間として、また権利の主体として最大限に尊重されるよう、これらの問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

#### (2) 施策の方向性

ア 子どもの人権が尊重されるための啓発・教育

子どもの権利について理解を深めることができるよう、子どもの虐待、体罰、いじめの防止などに向けた啓発を推進します。また、教育委員会と連携しながら、学校における人権教育を推進するとともに、児童・生徒一人ひとりの人権が尊重できるように、教員の人権教育研修を充実し、理解促進や人権意識の向上を図ります。

イ 子どもに対するあらゆる暴力の解消に向けた相談体制の整備・関係機関との連携 子どもへの体罰や虐待、いじめ、児童買春などが、子どもの健全な発達を阻害し、人 権を侵害するものとして社会的課題となっています。こうしたことを防ぐために、児童 相談所等の専門機関との連携を強化し啓発を進めます。また、教育相談体制の充実を図 ることや、家庭、学校、地域、関係機関等と連携した対応を図ります。

ウ 子どもの健やかな成長に向けた地域ぐるみの支援体制の充実

子どもの健やかな成長を育むために、社会全体で支援していくことは大人の責任です。社会の中で安心して子どもを生み育てることができ、子ども自身が自己肯定感を持つことのできる環境、豊かなこころを育むことが出来るよう、教育委員会や民生・児童委員等の関係団体、PTA・保護者等と連携しながら地域ぐるみの支援体制の整備に努めます。

【参考】墨田区で対応した児童虐待相談対応件数(新規)の推移

年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
件数	256件	273件	379件	503件	734件

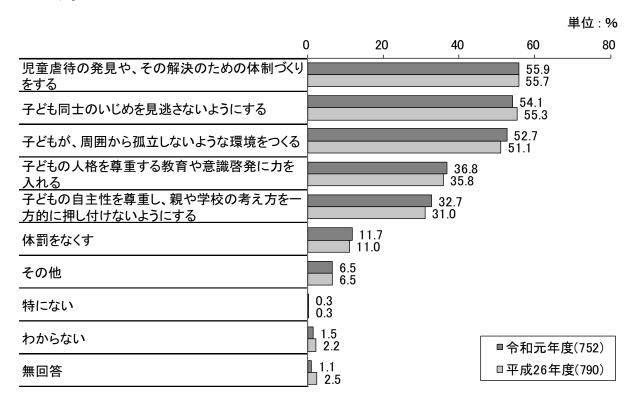
#### 【参考】墨田区立小中学校におけるいじめの発生(認知)件数の推移

年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
件数	6 4 件	88件	76件	103件	8 4 件

(文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より)

◎「墨田区人権に関する意識調査」結果からみる「子どもの人権を守るために実施すべき こと」

子どもの人権を守るために実施すべきことは、「児童虐待の発見や、その解決のための体制づくりをする」が55.9%で最も高く、以下「子ども同士のいじめを見逃さないようにする」(54.1%)、「子どもが、周囲から孤立しないような環境をつくる」(52.7%)の順で続いています。



<令和元年度墨田区人権に関する意識調査より>

# (3) 施策

(3) 飑來	
事業名	事業内容
●子育てひろばの運営(両国・文花) [子育て支援総合センター]	親同士、子ども同士の交流や情報交換ができる「子育てひろば」を2 か所運営しています。 [啓発・教育][相談・支援][連携・協働]
●生活指導主任会における情報提供及び 研修会の実施 [指導室]	いじめ等の問題に対して、生活指導主任会において、情報提供及び 研修会を実施します。 [啓発・教育][相談・支援][推進体制]
<ul><li>●スクールサポートセンターにおける相談事業の実施</li></ul>	第三寺島小学校内で、いじめに関する相談を午前9時から午後4時 半まで行います。また、平成27年度より、電話相談は24時間対応
<ul><li>[指導室]</li><li>●スクールカウンセラーによる学校での</li></ul>	としています。 [啓発・教育][相談・支援][推進体制] 区内の小中学校に、臨床心理士のスクールカウンセラーを配置し、
相談事業の実施 [指導室]	学校での相談事業を行います。 [啓発・教育][相談・支援][推進体制]
●子育て支援ボランティアの育成・活用 [子育て支援総合センター]	「すみだ子育て支援ネット"はぐ"」及び「すみだファミリー・サポート・センター」事業の担い手として、子育てサポーターの育成と活用を行います。 [啓発・教育][相談・支援]
●児童虐待防止に係る啓発 [子育て支援総合センター]	区民向け啓発パンフレット及び関係機関向けの虐待防止マニュアルの配布のほか、講演会や研修を実施します。
●いじめ防止プログラムによる取組の実	[啓発・教育][連携・協働] 全ての学校において、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応、い
施 [指導室]	じめ問題の組織的な対応を図るために「墨田区教育委員会いじめ防止プログラム」を作成し、さまざまな取り組みを行います。 [啓発・教育][推進体制]
●体罰問題に対する対応強化 [指導室]	区内小中学校の教員を対象とした体罰調査と、体罰等を含めた服務   事故防止研修を実施します。
●啓発冊子の配布、ポスターの掲示 [人権同和・男女共同参画課]	国や都から配布される啓発冊子やポスター等を、区役所 1 階の区民 情報コーナー等で掲示、区内で主催される各イベント等で区民へ配 布します。 [啓発・教育]
●広報紙による啓発(人権コラム、人権 特集の掲載) [人権同和・男女共同参画課]	区のお知らせに、年4回の「人権コラム」と、毎年12月に「人権特集号」を掲載します。(区公式ホームページ-区政-人権・男女共同参画-人権-人権コラム) [啓発・教育]
<ul><li>●離婚時の養育費等の取決めについての 啓発</li></ul>	離婚に係る養育費等の取決めについて、パンフレットを作成、配布 します。
[窓口課]	[啓発・教育]
●ハーグ条約啓発冊子の配布、啓発ポスターの掲示	国境を越えた子どもの不法な連れ去りを防止するため、啓発ポスターを掲示します。
[文化芸術振興課] ●子供の未来応援国民運動ホームページ	[啓発・教育] 「明日の日本を支えていく、今を生きる子供たちが自分の可能性を
(子供の未来応援プロジェクト) とのリ	信じて前向きに挑戦し、未来を切り開いていける社会の実現」を目
ンクによる啓発 [生活福祉課]	指して、内閣府が実施しているさまざまな情報を提供しているサイトを、区ホームページで紹介します。 「啓発・教育」
●いじめ問題防止啓発リーフレットの作成・配布 (14/2017)	保護者や地域向けに、いじめ防止及び生命に関わる重大な事件・事故の防止を徹底するために、リーフレットを作成、配布します。
[指導室] ●要保護児童対策地域協議会の運営	[啓発・教育] 毎年度、代表者会議 2 回と実務者会議 4 回を開催します。また、個
[子育て支援総合センター]	別ケースによる検討会議も開催します。 [相談・支援][連携・協働][推進体制]
●住民基本台帳事務における児童虐待等 被害者の支援措置	児童虐待加害者による被害者の住所確認等の不正取得の防止を図る ため、窓口及び郵送請求時における請求事由の正当性の確認や本人
[窓口課] ●子育て総合相談	確認を徹底します。
[子育て支援総合センター]	まな相談を受け付けています。 [相談・支援]
●教育相談室における相談事業の実施 [すみだ教育研究所]	すみだ生涯学習センター内に教育相談室を設置し、午前9時から午後5時まで専門の相談員が相談に応じます。 [相談・支援]
●子どもの貧困対策推進本部 [生活福祉課]	子どもの貧困に関連する施策を総合的かつ横断的に推進するため、 関係各課との連携を図ります。 [推進体制]

# 3 高齢者の人権問題









#### (1) 現状及び課題

平均寿命の伸びや少子化等を背景に、我が国の高齢化率は、28.8%※となり、今後も、上昇が続くと推計されています。高齢社会の進行に伴い、介護や支援を必要とする人が増加する一方で、家族形態やコミュニティが変化し、住民相互の見守りが困難な状況となっています。このような状況を踏まえ、「高齢社会対策基本法」(平成7 (1995) 年施行)、「成年後見制度」(平成12 (2000) 年施行)や「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成18 (2006) 年施行)など、高齢者が尊厳を保ち、地域の中で安心して過ごせる社会を実現するための法律が整備されています。また、就労についても「高年齢者雇用安定法」が改正(施行は令和3 (2021) 年)され、現行法で定められている65歳までの雇用確保義務に加え、70歳までの就業確保措置をとることが努力義務として追加されました。

地域においては、介護保険法に基づく高齢者及びその家族に係る課題解決のための地域 包括支援センター(墨田区での呼称は「高齢者支援総合センター」)の設置、さらに本区 では一人暮らしや高齢者世帯の見守りを担う「高齢者みまもり相談室」を併設し、圏域ご とに高齢者に関する相談・支援が行われています。

一方で、家族や親族などが高齢者の人権を侵害する「高齢者に対する虐待(身体的、心理的、経済的、介護の放棄(ネグレクト))など」が問題になっています。

地域社会の中でも、年齢等を理由に一律に就職や社会参加、賃貸住宅への入居を拒まれるといった人権問題が発生しています。そのほかにも、社会や家族関係における高齢者の孤立、孤独死の問題、高齢者を狙った悪質商法、デジタル格差、認知症の高齢者に対する無理解による尊厳の阻害などさまざまな問題が起きています。

墨田区では、平成12(2000)年に「墨田区高齢者保健福祉総合計画」を策定し、平成18(2006)年度からは3年ごとに計画の見直しを行い、高齢社会における課題解決のためにさまざまな事業を計画的に推進しています。令和3(2021)年には、超高齢社会の到来を視野に入れ、「墨田区高齢者福祉総合計画・第8期介護保険事業計画」を策定し、高齢者が生きがいをもって暮らせるしくみをつくることを基本理念として区・地域・関係機関が一体となって計画の推進に取り組んでいます。高齢者が生き生きと暮らせる社会にするためには、高齢者の人権問題についての関心と理解を深めることが必要です。

※出典:令和3年度版 高齢白書

#### ~ 「区民を成年後見の本来の担い手に」市民後見人~

市民後見人とは、親族や弁護士などの専門家ではなく、一定の研修を修了した区 民の方で、判断能力が十分でない高齢者や障害のある方に寄り添って、金銭管理 や福祉サービスの契約などを行い、生活を支えています。

墨田区では、今後も引き続き、市民後見人をはじめとする、ボランティア団体や民間団体、NPO、社会福祉協議会等の団体と連携しながら、高齢者が尊厳を保ち、安心して暮らすための啓発を行います。

#### (2) 施策の方向性

ア 高齢者が生き生きと暮らせる社会の実現に向けた啓発・教育

高齢者が社会の重要な一員として生き生きと暮らし、参加できる社会の実現を目指して、高齢者の人権について理解を深める啓発や教育を推進します。

#### イ 高齢者の人権侵害の防止と関係機関との連携

高齢者が人間としての尊厳を保ち、安心して暮らすために、生命や人権を保持する取組が重要です。高齢者への虐待を防ぐために、高齢者本人や親族等が困ったことを相談したり、第三者が虐待に気付いた時に通報する窓口について周知するとともに、区の各課、警察、介護事業所、医療機関など関係機関と連携し、高齢者の権利擁護の取り組みを行います。

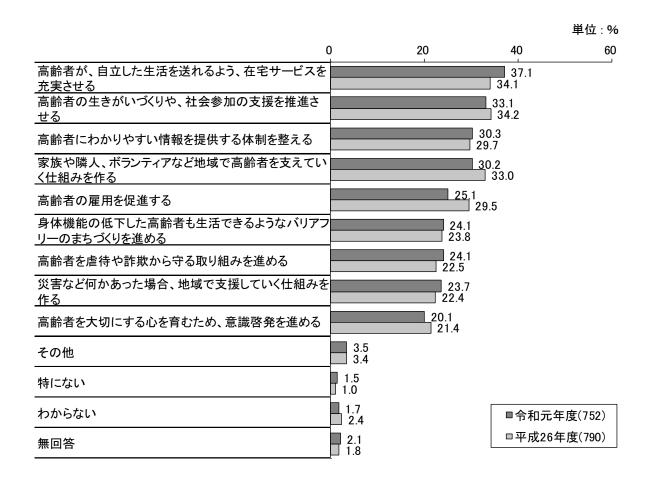
ウ 高齢者が安心して自立した生活を送ることが出来るための環境づくり・人材育成 バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方等を取り入れ、高齢化に伴う身体機能 の低下や、病気や怪我を防ぐ対策とともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立し た暮らしができるまちづくりを推進します。また、「地域包括ケアシステム<sup>5</sup>」を推進 し、高齢者のニーズに即したサービス基盤の整備や充実、並びに高齢者へのサービスを 支える人材の確保と共に人権啓発に取り組みます。

24

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 地域包括ケアシステム:高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制。(厚生労働省ウェブサイトから)

◎「墨田区人権に関する意識調査」結果からみる「高齢者の人権を守るために実施すべき こと」

高齢者の人権を守るために実施すべきことは、「高齢者が、自立した生活を送れるよう、在宅サービスを充実させる」が37.1%で最も高く、以下「高齢者の生きがいづくりや、社会参加の支援を推進させる」(33.1%)、「高齢者にわかりやすい情報を提供する体制を整える」(30.3%)、「家族や隣人、ボランティアなど地域で高齢者を支えていく仕組みを作る」(30.2%)、「高齢者の雇用を促進する」(25.1%)の順で続いています。



<令和元年度墨田区人権に関する意識調査より>

# (3) 施策

事業名	事業内容
●高齢者権利擁護研修	毎年度、年6回程度、医療関係者及び介護保険事業者の職員を対象
[高齢者福祉課]	に研修を実施します。 [啓発・教育][相談・支援][連携・協働]
●オレンジカフェすみだの開催	認知症の方やそのご家族、介護・医療の専門家の方の情報交換や気
[高齢者福祉課]	分転換、ボランティアの方の活躍の場として、認知症カフェを開い
	ています。 [啓発・教育][相談・支援][連携・協働]
●高齢者虐待防止法に基づく対応	区内にある8か所の高齢者支援総合センターで、高齢者虐待に関す
[高齢者福祉課]	る相談を受け付けます。 [啓発・教育][相談・支援][連携・協働]
●認知症サポーターの養成講座、ステッ	毎年度、区内にある8か所の高齢者支援総合センターと高齢者みま
プアップ教室	もり相談室で各種講座を実施します。
[高齢者福祉課]	[啓発・教育][連携・協働]
●男性介護教室の開催	毎年度、年4回程度、男性向けの介護教室を実施します。
[高齢者福祉課]	[啓発・教育][連携・協働]
●啓発冊子の配布、ポスターの掲示	国や都から配布される啓発冊子やポスター等を、区役所1階の区民
[人権同和・男女共同参画課]	情報コーナー等へ掲示、区内で主催される各イベント等で区民へ配
A the left (or ) is a set of the life of the life of the left of t	布します。 「啓発・教育」
●広報紙による啓発(人権コラム、人権	区のお知らせに、年4回の「人権コラム」と、毎年12月に「人権特
特集の掲載)	集号」を掲載します。(区公式ホームページ-区政-人権・男女共同参
[人権同和·男女共同参画課] ● 翌 (中京本人港本港京	画-人権-人権コラム)
●認知症家族介護者教室 「京 <u>快</u> 者短知課」	毎年度、区内にある8か所の高齢者支援総合センターで、認知症家
[高齢者福祉課]	族介護教室を実施します。 「啓発・教育」
●高齢者虐待・権利擁護検討会の開催	毎月、高齢者虐待に関する相談を弁護士が受けて、専門的に判断し
[高齢者福祉課]	助言を行います。 [相談・支援][連携・協働]
●認知症ケアパスの作成	認知症の進行に応じた対応やサービスなどを紹介する冊子を作成、
[高齢者福祉課]	配付します。

# 4 障害のある人の人権問題











#### (1) 現状及び課題

平成 18 (2006) 年に国連総会で「障害者の権利に関する条約」が採択され、国は、平成 26 (2014) 年に批准しました。国内では、条約の批准に向けて「障害者基本法」の改正 (平成 23 (2011) 年施行) や、「障害者虐待防止法」の施行 (平成 24 (2012) 年)、「障害者差別解消法」の施行 (平成 28 (2016) 年) 及び「障害者雇用促進法」の改正 (平成 28 (2016) 年施行) など、さまざまな国内の法制度等が整備されています。

「障害者差別解消法」では、行政機関等や事業者による障害を理由とする不当な差別的 扱いを禁止するだけでなく、障害のある人から何らかの配慮を求められた場合、社会的障 壁 (バリア)を取り除くために必要な「合理的配慮」 を行うことを求めています。

しかし、障害のある人が就職差別や職場における差別待遇、車椅子での乗車拒否、アパート・マンションへの入居や店舗でのサービスを拒否されるなどの人権問題は依然として発生しています。

また、障害のある人は日常生活や社会生活を営む際にさまざまな社会的障壁 (バリア) に直面しています。バリアには、店舗等における段差や車いすに対応したトイレの不足等の「物理的なバリア」、障害を理由とした学業や就業、社会生活に関わる不利益な扱いや受け入れ体制の不備などの「制度・慣行的なバリア」、視覚や聴覚等の障害による情報コミュニケーションに関わる「情報面のバリア」、そして障害者への無理解や無関心から生じる偏見や差別といった私たちの「心のバリア」などといったものがあります。こういったバリアを取り除き、障害者が日常生活や社会生活において不利益や制限を受けないようにすることが求められます(バリアフリー)。このようなさまざまなバリアは、障害者雇用の促進を阻むバリアにもなっていることから、一層の解消が求められます。障害者雇用

\_

<sup>6</sup> 合理的配慮:手助けや必要な配慮についての意思が伝えられたとき、負担が重すぎない 範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜のことです。

例えば、対話において筆談、手話、読み上げ、スマホ・タブレット端末など、ご本人に あった方法でコミュニケーションを取ることは、合理的配慮の提供といえます。

では、精神障害者、発達障害者の雇用拡大、職場づくり(ソーシャルファーム<sup>7</sup>等)の推進の必要性について啓発することも重要です。

墨田区においては、昭和 56 (1981) 年度に「障害者問題解決のための墨田区行動計画」 (昭和 56 (1981) 年度~平成 2 (1990) 年度)を策定し、改定を行いながら、障害者福祉の充実に向け、各事業を推進してきました。現在は、「第 5 期墨田区障害者行動計画」、「墨田区障害福祉計画【第 6 期】」及び「墨田区障害児福祉計画【第 2 期】」の 3 計画を一体的にした「墨田区障害福祉総合計画」(令和 3 (2021) 年度~令和 5 (2023) 年度)を策定し、障害の有無にかかわらず誰もが社会の一員として、住み慣れた地域で共に尊重し合いながら暮らし続けられるよう、障害者施策の一層の推進を図っています。また、平成31 (2019) 年には、障害の有無にかかわらず、共生する地域社会の実現を目的として、「墨田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例」を施行しました。

#### (2) 施策の方向性

ア 誰もが安心して暮らせる社会に向けた啓発・教育

障害者に対する偏見や差別意識を解消し、障害者が社会で排除されることなく、誰もが安心して生活を送ることができるよう、障害のある方と接することができる催し物を開催している障害者団体やボランティア団体等と連携していきます。

学校、地域、職場などにおいて、人権について正しい認識や理解をもって障害者の社会参加を支援することができるよう、啓発や教育の推進を図ります。

#### イ 障害者虐待等防止に向けた相談体制の整備・連携

障害者に対する雇用差別、財産侵害、施設における劣悪な処遇や虐待等、重大な人権 侵害を防ぐため、引き続き相談窓口を周知し、関係機関との連携強化に努めます。ま た、虐待等の未然防止や早期対応を図るため、障害者の人権と権利擁護を目的とする日 常生活自立支援事業や成年後見制度の普及啓発に努めます。

#### ウ ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくり

障害者や高齢者を含めたすべての人が安全、安心、快適に暮らし、墨田区を訪れる ことができるよう、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進します。

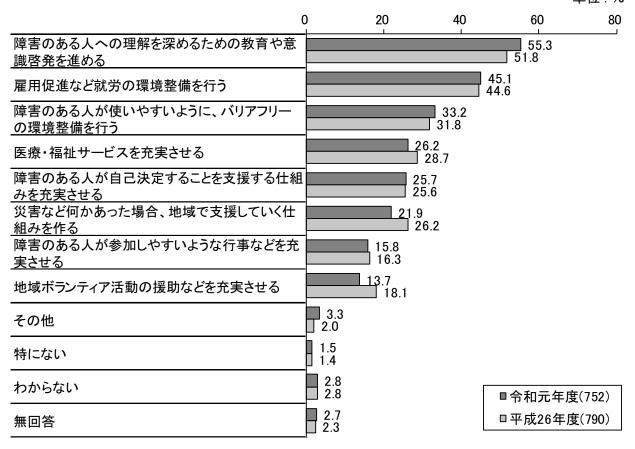
<sup>7</sup> ソーシャルファーム:自律的な経済活動を行いながら、就労に困難を抱える方が、必要なサポートを受け、他の従業員と共に働いている社会的企業。

#### ~「障害」の表記について~

「障害」の表記については、「害」という字を不快に感じる人がいることから、「障害」のほか、「障がい」「障碍」「しょうがい」等の表記が見受けられ、さまざまな見解があります。本計画においては、計画改定時点の国の法令等の表記に則り、「障害」を使用しています。「障害」あるいは「障がい」等の表記にかかわらず、障害のある方に対する偏見や差別意識の解消に向けた啓発に努めます。

◎「墨田区人権に関する意識調査」結果からみる「障害のある人の人権を守るために実施 すべきこと」

障害のある人の人権を守るために実施すべきことは、「障害のある人への理解を深めるための教育や意識啓発を進める」が 55.3%で最も高く、以下「雇用促進など就労の環境整備を行う」(45.1%)、「障害のある人が使いやすいように、バリアフリーの環境整備を行う」(33.2%)、「医療・福祉サービスを充実させる」(26.2%)の順で続いています。



<令和元年度墨田区人権に関する意識調査より>

# (3) 施策

事業名	事業内容
●ヘルプカードの周知・配布	障害者が緊急時や災害時において、周囲の人に手助けや配慮が必要
[障害者福祉課]	であることを伝えるためのカードを作成し、配布します。
	[啓発・教育][相談・支援]
●啓発冊子の配布、ポスターの掲示	国や都から配布される啓発冊子やポスター等を、区役所1階の区民
[人権同和・男女共同参画課]	情報コーナー等に掲示、区内で主催される各イベント等で区民へ配
	布します。 [啓発・教育]
●広報紙による啓発(人権コラム、人権	区のお知らせに、年4回の「人権コラム」と、毎年12月に「人権特
特集の掲載)	集号」を掲載します。 (区公式ホームページ-区政-人権・男女共同参
[人権同和·男女共同参画課]	画-人権-人権コラム) [啓発・教育]
●すみだスマイル・フェスティバルの実	毎年 12 月に、障害者とその家族、ボランティア、区民等の相互の親
施	睦を深めるために実施します。
[障害者福祉課]	[啓発・教育]
●障害者団体ふれあいバザーの開催	毎年10月に開催される、すみだまつり・こどもまつり内において実
[障害者福祉課]	施します。 [啓発・教育]
●障害者差別解消法に係る啓発の実施	区民、区内の事業者を対象に、パンフレット等の配布を行います。
[障害者福祉課]	[啓発・教育]
●墨田区障害者虐待防止センターの運営	障害者虐待に関する相談を受け付けており、各種事例に対応してい
[障害者福祉課][向島保健センター][本所	ます。また、電話相談は24時間対応で行っています。
保健センター〕	[相談・支援]
●墨田区地域自立支援協議会の開催	年 1 回程度、障害者団体、教育機関等の関係者で構成される協議会
[障害者福祉課]	を開催し、各関係機関との連携を図っています。
	[連携・協働][推進体制]
●墨田区障害者差別解消支援地域協議会	年1回程度、障害者団体、教育機関等の関係者で構成される協議会
の開催	を開催し、各関係機関との連携を図っています。
[障害者福祉課]	[連携・協働][推進体制]

# 5 部落差別(同和問題)







#### (1) 現状及び課題

部落差別(同和問題)は、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分制度や歴史的、社会的に形成された人々の意識に起因する差別が、今なおさまざまな形で現れている人権問題です。人間は自分の意思で生まれるところを選ぶことができません。それにもかかわらず被差別部落(同和地区)という理由で、住む場所や仕事、結婚など生活のさまざまな面で差別を受け、基本的人権を侵害されている人たちがいます。

これが部落差別(同和問題)であり、昭和40(1965)年に出された「同和対策審議会答申」以降、特別措置法に基づく施策として、住環境の整備など地域改善対策が実施され、また教育や啓発により部落差別を解消するためのさまざまな取り組みが進められてきました。

しかし、その後も就職や結婚に際する身元調査、戸籍謄本等の不正請求、誹謗・中傷・脅迫する内容のはがきの送りつけや差別発言・落書き、えせ同和行為<sup>8</sup>などの事例が起きています。さらに近年では、インターネット上で、特定の地域を同和地区であると拡散する行為などが発生しています。

こうした状況を踏まえ、平成28 (2016) 年には「部落差別の解消の推進に関する 法律(部落差別解消推進法)」が施行されました。この法律では、「現在もなお部落 差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じ ていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念に のっとり、部落差別は許されないものである」との認識の下にその解消が重要な課題 であると示されています。

墨田区においては、部落差別(同和問題)の解消に向けて、こうした法律や答申などを尊重しながら、その推進を図ってきました。昭和46(1971)年「墨田区同和対策本部」を設置し、昭和49(1974)年に社会福祉会館を開設、さらに昭和50(1975)

\_

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> えせ同和行為:同和問題を口実として企業や官公署等に不当な利益や義務のないことを求める行為 (例えば、高額の書籍を売りつけるなど)を指し、同和問題の解決を阻む要因の一つともなっていま す。

年には同和対策室を設置(平成 10 (1998) 年同和対策課、平成 13 (2001) 年人権・同和対策課、平成 20 (2008) 年人権同和・男女共同参画課に改組) し、さまざまな施策と啓発活動を実施しています。

#### (2) 施策の方向性

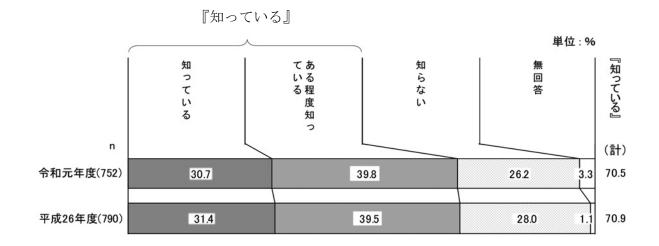
#### ア 同和問題の正しい認識と理解の推進

「部落差別解消推進法」に基づき、部落差別についての正しい知識・理解を深めると ともに、差別や偏見の解消に向けた行動が大切です。そのために、講演会の開催等、人 権意識の普及啓発、教育を推進します。

#### イ 差別を見逃さない社会の形成

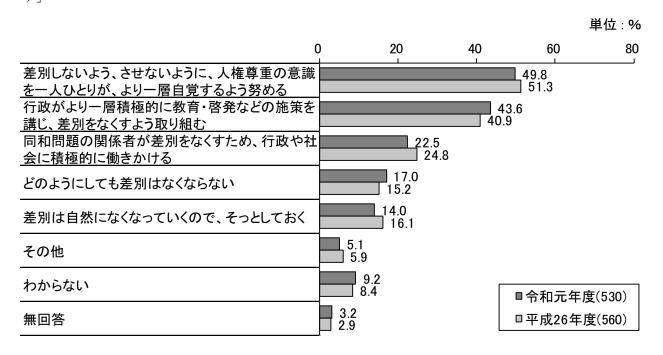
部落差別を理由とする差別事案や、えせ同和行為等に対しては、相談窓口の周知を行い、国や都、他区、法務局等関係機関と連携・協力しながら、差別を決して許さない体制で適切な対応を図ります。特に、インターネット上の差別事象については、対応の強化を図ります。

◎「墨田区人権に関する意識調査」結果からみる「同和問題についての認知状況」



<令和元年度墨田区人権に関する意識調査より>

◎「墨田区人権に関する意識調査」結果からみる「同和問題解決のための今後の取り組み」



< 令和元年度墨田区人権に関する意識調査より>

事業名	事業内容
●啓発冊子の配布、啓発ポスターの掲示 [人権同和・男女共同参画課]	国や都から配布される啓発冊子やポスター等の、区役所1階の区民 情報コーナー等への掲示、区内で主催される各イベント等で区民へ 配布します。 [啓発・教育]
●広報紙による啓発(人権コラム、人権特集の掲載) [人権同和・男女共同参画課]	区のお知らせに、年4回の「人権コラム」と、毎年12月に「人権特集号」を掲載します。(区公式ホームページ-区政-人権・男女共同参画-人権-人権コラム) [啓発・教育]
●各種証明書の不正取得の防止 [窓口課]	弁護士等や第三者による身元調査等の各種証明書の不正取得の防止に向け、窓口及び郵送請求時における請求事由の正当性の確認や本人確認の徹底を図ります。 [啓発・教育]
●相談事業 [社会福祉会館]	区民を対象に、月曜日から土曜日の午前9時から午後5時まで同和 問題に関する相談を受け付けています。 [相談・支援][連携・協働]
●同和対策本部会議等の開催 [人権同和・男女共同参画課]	区の同和対策の企画、立案及び事業執行の調整並びに情報連絡の積極的推進を図るため、本部会議等を開催します。 [連携・協働][推進体制]

## 6 外国人の人権問題









## (1) 現状及び課題

現代は、交通や通信の急速な進展に伴い、物や人の移動と共に社会、経済、文化などあらゆる面での国際交流が深まるにともない、我が国にもさまざまな国籍や民族の人々が移り住み、区内でも、在留外国人数は年々増加しており、墨田区に暮らす住民基本台帳に基づく外国人は6,804世帯(157,012世帯の4.3%)、12,036人(276,099人の4.3%)です(「墨田区世帯人口現況」令和3年10月1日午前0時現在)。それぞれ同じ地域に暮らす住民として、お互いの人権を尊重し、外国人も区民として安心して暮らすことのできる「多文化共生」。の地域社会づくりが求められています。

昭和40 (1965) 年に国連総会で「人種差別撤廃条約」が採択され、国は、平成7 (1995) 年に批准しました。「人種差別撤廃条約」に従い、人種、皮膚の色、民族等の違いによるあらゆる差別をなくすための取組が求められています。また、日本国憲法が基本的人権を尊重する趣旨から、権利の性質上日本国民を対象としていると解されるもの(例えば、参政権、社会権など)を除き、在留外国人にも等しく基本的人権を保障しているものと考えられます。

しかし、言語、文化、宗教、生活習慣等の違いによる相互理解の不足等から、差別や偏見が生じています。例えば、外国人であることを理由とする就職上の不当な取扱い、アパートやマンション等への入居拒否や、日常生活における種々のトラブルなど、外国人をめぐるさまざまな人権問題が発生しています。さらに近年では、特定の民族や国籍の人々を排斥しようとする街宣活動やインターネット上の書き込みなどによる差別的言動(いわゆるヘイトスピーチ)が社会問題になっています。また、新型コロナウイルス感染症のパンデミックの中では、外国人であることから入店を拒否されるなどの人権侵害も発生しています。

こうした状況から、平成28 (2016) 年には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法) が施行されました。ま

\_

<sup>9</sup> 多文化共生の定義:国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を 築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。(総務省「多文化共生推進プログ ラムの提言」より抜粋)

た、東京都では、外国人に対する不当な差別的言動の解消を図るものとして「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」が施行(平成31(2019)年)されました。この条例に基づく審査会において、区内で行われた集会や大規模デモによる表現活動がヘイトスピーチであると認定される事案も発生しています。

墨田区では、外国人が差別や偏見、不利益にあわないよう、文化交流や地域交流などにより、国際交流を推進してきました。多様な主体がお互いに連携し支え合う多文化共生社会を実現するためには、相手の言語、宗教、歴史、生活習慣等についての正しい認識と理解を深め、さまざまな考え方や価値観の違いを尊重し合い、国際化時代に即した人権感覚を育てることが必要です。

## (2) 施策の方向性

#### ア 外国人との相互理解を深めるための啓発・教育

外国人に対する偏見や差別の解消に向け、区民一人ひとりが広い視野を持ち、外国人との相互理解を深められるような意識啓発を推進します。また、学校や保育所、幼稚園等においても、国籍に関係なく自分の民族に誇りをもって生きていけるような多様性を認め合う教育を推進します。

#### イ 多文化共生の地域づくりに向けた取組

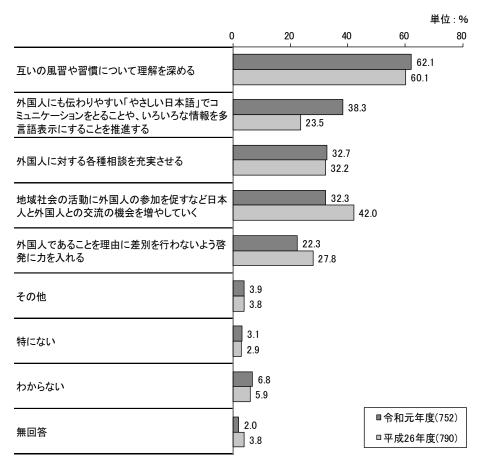
国籍に関係なく誰もが快適に暮らすことのできる「多文化共生」の地域づくりに向けて、相談窓口の周知や、情報発信の「やさしい日本語化」などの取組を推進します。

#### ウ ヘイトスピーチの解消に向けた連携・啓発

特定の民族や国籍の人々を排斥しようとする差別的言動(いわゆるヘイトスピーチ)は人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生じさせるおそれがあります。決してあってはならないという認識の下、国や東京都等と連携し、啓発の強化に努めます。

◎「墨田区人権に関する意識調査」結果からみる「日本に居住している外国人の人権を守るために実施すべきこと」

日本に居住している外国人の人権を守るために必要なことは、「互いの風習や習慣について理解を深める」が62.1%で最も高く、以下「外国人にも伝わりやすい『やさしい日本語』でコミュニケーションをとることや、いろいろな情報を多言語表示にすることを推進する」(38.3%)、「外国人に対する各種相談を充実させる」(32.7%)の順で続いています。



< 令和元年度墨田区人権に関する意識調査より>

事業名	事業内容
●啓発冊子の配布、ポスターの掲示	国や都から配布される啓発冊子やポスター等を、区役所1階の区民
[人権同和・男女共同参画課]	情報コーナー等への掲示や、区内で主催される各イベント等で区民 へ配布します。 「啓発・教育」
●広報紙による啓発(人権コラム、人権特	区のお知らせに、年4回の「人権コラム」と、毎年12月に「人権特
集の掲載)	集号」を掲載します。(区公式ホームページ-区政-人権・男女共同参
[人権同和・男女共同参画課]	画-人権-人権コラム) [啓発・教育]
●外国語による生活情報等の提供	区役所1階に「多言語情報コーナー」を設置し、生活に必要な情報
[文化芸術振興課・窓口課]	冊子を配布しています。また、各課より提供された外国語によるパ
	ンフレット等を、出張所を含めた窓口で配布します。 [啓発・教育]
●多文化共生事業(外国人のための防災	毎年行っている「墨田区総合防災訓練」に、区内在住の外国人を募集
ツアー、外国人の日本語発表会)	して、参加しています。
[文化芸術振興課]	[連携・協働]

## 7 感染症に関する人権問題









## (1) 現状及び課題

我々は、医学や医療技術の進歩にもかかわらず、さまざまな感染症と対峙して生活していかなければなりません。そして、感染症に対する不安や誤った知識、理解不足等が、 患者やその家族に対する社会の偏見や差別を生む原因となってきました。

HIV(ヒト免疫不全ウイルス)感染、ハンセン病等について、医療技術の進歩や医療体制の整備が進んでいる一方、今なお、感染症に関しての正しい知識と理解が十分に普及していない状況にあります。そのため、感染者本人や家族等に対する偏見や差別意識が生まれ、さまざまな人権問題が生じています。

また、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別も問題となっています。

こうした偏見や差別意識の多くは、不正確な医学的知識や思い込み、自分も感染するかもしれないという不安や恐怖等から生まれます。感染症については、衛生や予防に気を付けていても、誰もが感染する可能性があり、感染した人に全ての責任があるものではありません。感染症に関する正しい知識や理解、予防の重要性等について啓発するだけでなく、感染するリスクや予防法についての正しい知識を伝えることが必要です。

区民一人ひとりがこれら感染症に対する正しい理解と認識を深め、感染者やその家族のプライバシーに配慮し、偏見や差別の解消に向けて行動することが大切です。

## ΗΙV

エイズ(AIDS)は、HIV(ヒト免疫不全ウイルス)による感染症です。まだ完治させる方法は見つかっていませんが、通常の日常生活で感染する可能性は殆どありませんし、適切な治療を受ければ、エイズの発症を抑えたり、症状を緩和することも可能となっています。しかし、正しい知識や理解の不足から、偏見や差別意識も見受けられ、感染者であることがわかると、退職を余儀なくされたり、施設の通所・入所や訪問介護などを拒否された事例もあります。

墨田区では、HIV感染のまん延を防止するため、さまざまな機会をとらえ、予防に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、保健センターでは随時電話や来所による相談を行っているほか、本所保健センターでは相談・HIV抗体検査・カウンセリングを行っています。

## ハンセン病

ハンセン病は、らい菌による感染症で感染力は弱く、現在は外来治療だけで確実に治癒します。しかし、かつては不治の病あるいは遺伝病と考えられ、施設入所を強制する隔離政策がとられてきました。平成8(1996)年に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、隔離政策は終結しました。しかし、療養所入所者の多くは、これまでの長期間にわたる隔離などにより、家族や親族などとの関係を絶たれ、また、入所者自身の高齢化等により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にあります。

このような中、平成13 (2001) 年にはハンセン病患者に対する国の損害賠償責任を認める判決が下され、平成20 (2008) 年「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病問題基本法)」が成立しました。入所者等への医療体制の整備や、社会復帰の支援、名誉回復の措置などを義務付けるとともに、入所者の良好な生活環境の確保を図るため、入所者の意見を尊重した上で、療養所の施設や土地を自治体や地域住民が利用できるようになりました。

また、令和元(2019)年には、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が成立し、また「ハンセン病問題基本法」も改正され、差別禁止や名誉回復、福祉増進の対象に元患者だけでなく家族も追加されました。

## 新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、感染者やその家族、医療従事者等に対する 差別、偏見、いじめ、SNSでの誹謗中傷等が起きています。東京都は、新型コロナウイ ルス感染症に関連する者に対しての不当な差別的取扱いの禁止等を盛り込んだ、「東京 都新型コロナウイルス感染症対策条例」を令和2(2020)年に施行しました。

新型コロナウイルスは、感染予防を徹底していたとしても、誰もが感染する可能性があります。行政、住民、企業等が正しい情報に基づき冷静な行動をとることが求められています。墨田区では、新型コロナウイルス感染症に関連する差別の防止に向けて、区報や区公式ホームページでの啓発や、差別防止ポスターを作成し、区内施設に掲示する等の対応を行っています。

## (2) 施策の方向性

ア 感染症に関する正しい理解の促進や差別意識の解消に向けた啓発・教育

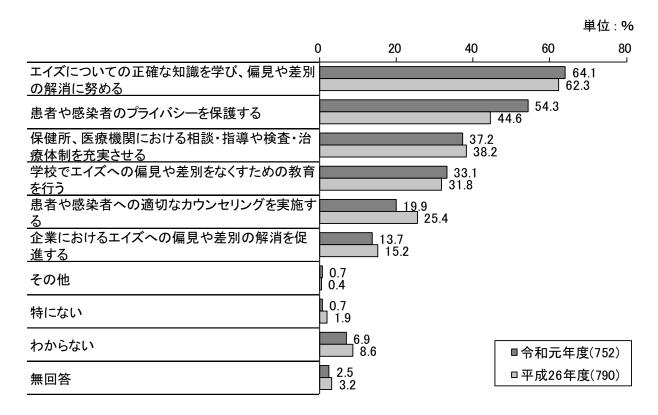
患者、回復者やその家族が偏見や差別で苦しむことがないよう、引き続き、HIV、ハンセン病、新型コロナウイルス感染症等に対する理解を深めるための意識啓発を行います。

#### イ ポストコロナ社会を見据えた啓発・教育

ポストコロナ社会 (新型コロナウイルスと共存・共生する社会)を見据え、学校や地域社会、職場などさまざまな場を通じて人権に配慮した行動をとれるように教育・啓発の推進を図ります。

◎「墨田区人権に関する意識調査」結果からみる「エイズ患者やHIV感染者の人権を守るために実施すべきこと」

エイズ患者・HIV感染者の人権を守るために必要なことは、「エイズについての正確な知識を学び、偏見や差別の解消に努める」が64.1%で最も高く、以下「患者や感染者のプライバシーを保護する」(54.3%)、「保健所、医療機関における相談・指導や検査・治療体制を充実させる」(37.2%)、「学校でエイズへの偏見や差別をなくすための教育を行う」(33.1%)の順で続いています。



<令和元年度墨田区人権に関する意識調査より>

事業名	事業内容
●エイズ健康教育の実施	毎年度、区職員や介護保険事業者等を対象とした、エイズの基礎知
[保健予防課]	識等を学ぶ講演会を実施します。 [啓発・教育][連携・協働]
●啓発冊子の配布、ポスターの掲示	国や都から配布される啓発冊子やポスター等を、区役所 1 階の区民
[人権同和・男女共同参画課]	情報コーナー等に掲示、区内で主催される各イベント等で区民へ配
	布します。
●広報紙による啓発(人権コラム、人権	区のお知らせに、年4回の「人権コラム」と、毎年12月に「人権特
特集の掲載)	集号」を掲載します。(区公式ホームページ-区政-人権・男女共同参
[人権同和・男女共同参画課]	画-人権-人権コラム) [啓発・教育]
●エイズ相談・HIV 抗体検査の実施	毎月原則第1木曜日に、本所保健センターで HIV 抗体検査を行いま
[保健予防課]	す。また、HIV や性感染症に関する相談については、本所・向島保健
	センターほか保健予防課でも行っています。
	[相談・支援][連携・協働]

## 8 犯罪被害者やその家族の人権問題











## (1) 現状及び課題

犯罪被害者とその家族は、生命を奪われる、けがを負わされる、などの直接的な被害を受けるだけでなく、事件後に生じる二次的被害といわれるさまざまな問題に苦しめられます。具体的には、生計者を失うことで収入が少なくなり、経済的に困窮するといった財産的被害、さらには、被害に遭ったことによる身体の不調、捜査・裁判に関わることによる精神的・時間的負担などの直接的な被害や負担に加え、周囲の心ないうわさや、インターネット上での誹謗・中傷、マスメディアによる無理解な対応や過剰な報道によるプライバシーの侵害などです。

国は、平成 16 (2004) 年「犯罪被害者等基本法」を制定し、犯罪被害者の権利利益の保護と支援を明文化し、施策を推進するため、平成 17 (2005) 年「犯罪被害者等基本計画」が策定され、平成 28 (2016) 年には「第 3 次犯罪被害者等基本計画」を策定しました。

東京都においても、令和 2 (2020) 年に、都民や事業者に対して、犯罪被害者等の 状況や支援の必要性の理解に努めることや、二次的被害への配慮に努めることなどを 盛り込んだ「東京都犯罪被害者等支援条例」が施行されました。また、令和 3 (2021) 年には「第 4 期東京都犯罪被害者等支援計画」を策定し、公益社団法人被害者支援都 民センターと協働で総合窓口を運営するなど、さまざまな支援策を実施しています。 犯罪被害者やその家族の立場を考え、この問題についての関心と理解を深めていくこ とが必要です。

## (2) 施策の方向性

ア 犯罪被害者やその家族への区民の理解を深めるための啓発

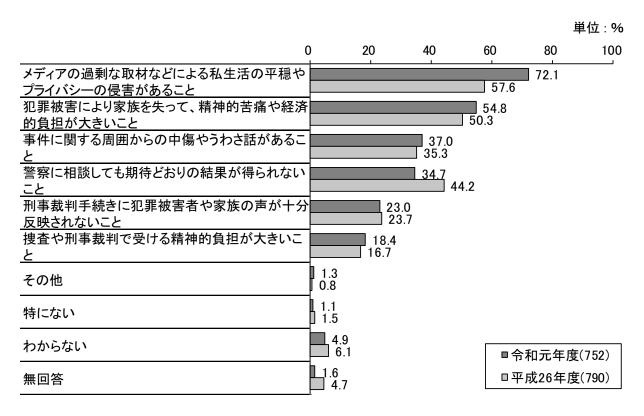
犯罪被害者やその家族が元の平穏な生活を取り戻すためには、周囲の人々の理解が必要です。そのために、支援の大切さについて区民の理解を深めるための意識啓発を行います。

#### イ 犯罪被害者やその家族への情報提供や支援体制の充実に向けた連携

犯罪被害者やその家族への支援を行うために、犯罪被害者等へ対応可能な総合的窓口の周知を図るとともに、適切な支援につなげることができるよう、国、都、関係機関との連携強化に努めます。

◎「墨田区人権に関する意識調査」結果からみる犯罪被害者やその家族の人権侵害についての問題点

犯罪被害者やその家族の人権侵害の問題としては、「メディアの過剰な取材などによる 私生活の平穏やプライバシーの侵害があること」が72.1%で最も高く、以下「犯罪被害 により家族を失って、精神的苦痛や経済的負担が大きいこと」(54.8%)、「事件に関す る周囲からの中傷やうわさ話があること」(37.0%)、「警察に相談しても期待どおりの 結果が得られないこと」(34.7%)の順で続いています。



<令和元年度墨田区人権に関する意識調査より>

事業名	事業内容
●啓発冊子の配布、ポスターの掲示 [人権同和・男女共同参画課]	国や都から配布される啓発冊子やポスター等を、区役所1階の区民 情報コーナー等に掲示、区内で主催される各イベント等で区民へ配 布します。 [啓発・教育]
●広報紙による啓発(人権コラム、人権特集の掲載) [人権同和・男女共同参画課]	区のお知らせに、年4回の「人権コラム」と、毎年12月に「人権特集号」を掲載します。(区公式ホームページ-区政-人権・男女共同参画-人権-人権コラム) [啓発・教育]

## 9 インターネット上の人権問題







## (1) 現状及び課題

あらゆる分野で急激に情報化が進展している現代社会においては、パソコンだけではなく、スマートフォンやタブレット端末などさまざまな通信機器でいつでもどこでもインターネットに接続できるようになっています。また、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)や動画共有サイト等のソーシャルメディアの利用者も増加しています。

しかし、このような機器の利便性や情報発信の容易さ、匿名性等から、インターネット掲示板への個人情報の掲載などによるプライバシーの侵害や名誉毀損等の人権侵害が頻繁に発生しています。例えば、特定の個人を対象とした誹謗・中傷や、インターネットを通じたセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、部落差別(同和問題)や外国人、障害者等に関する差別的な書込みなどです。最近では、他人になりすましたり、プロバイダを特定できない形で書き込んだりするなど、手段が悪質かつ巧妙化しています。

このように、インターネット上の人権侵犯事件数は、情報化社会の進展とともに多様化・複雑化しながら増加しつつあり、社会的に大きな影響を及ぼしています。

平成 14 (2002) 年に施行された「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)」に基づき、プロバイダ等に対してインターネット上の書込みの削除や書込みをした者の情報開示を求めることができるようになりました。しかし、インターネット上の書き込みをすべて削除することは難しいといわれており、対応に時間もかかることから、更なる対策が求められている状況でもあります。

子どもにとってもインターネットは身近なものとなっており、スマートフォンの急速な普及に伴い、SNS 等を利用したいじめや誹謗・中傷の加害者や被害者になったり、未成年者がインターネットを通じた誘い出しにより性的被害や暴力行為といった犯罪やトラブルに巻き込まれる事例も発生しています。

平成 21 (2009) 年には、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(青少年インターネット環境整備法)を施行(平成 30 (2018)年一部改正)し、フィルタリングサービスの活用など青少年による有害情報の閲覧を減らすための取組が進められています。

#### ~インターネットを安心して利用するためには?~

インターネットを安心して利用するためには、個人の名誉やプライバシー、インターネットを利用する際のルールやマナーに関する正しい理解を深めていくことが必要です。インターネット上では、子どものみならず、誰もが犯罪に巻き込まれる危険性があります。インターネットの利用については、家族での話し合いや講演会に参加するなど、年齢を問わず学んでいくことが大切です。

〇法務省: 啓発冊子「あなたは大丈夫?考えよう!インターネットと人権」 (区公式ホームページにリンクあり) ※令和4(2022) 年3月現在

〇法務省: YouTube「インターネットと人権~加害者にも被害者にもならないため

に~」

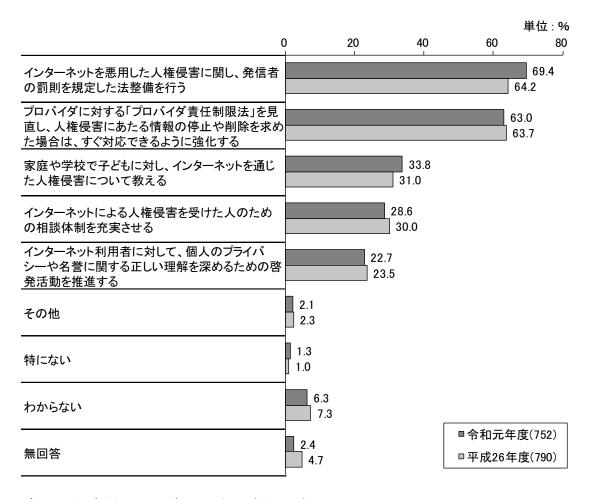
## (2) 施策の方向性

ア 他者の人権に配慮したインターネットの利用に向けた啓発・教育

インターネットを利用するにあたり、他者の人権への配慮を心がけることが大切です。個人のプライバシーや名誉に関する区民の正しい理解を深め、ルールやマナーを守ったインターネットの利用についての意識啓発を行います。また、児童・生徒が、インターネットに関する正しい使い方を理解し、正しい判断や考えをもって行動できるための教育を推進します。

イ インターネットによる人権侵害を受けた際の救済に向けた関係機関との連携 インターネットによる人権侵害を受けた被害者の早期解決や救済に向けて、法務省の 人権擁護機関や警察、関係団体等と連携した対応に努めます。 ◎「墨田区人権に関する意識調査」結果からみるインターネットによる人権侵害を防ぐために必要なこと

インターネットによる人権侵害を防ぐために必要なことは、「インターネットを悪用した人権侵害に関し、発信者の罰則を規定した法整備を行う」(69.4%)と「プロバイダに対する『プロバイダ責任制限法』を見直し、人権侵害にあたる情報の停止や削除を求めた場合は、すぐ対応できるように強化する」(63.0%)が、いずれも6割を超えて、特に高くなっています。



< 令和元年度墨田区人権に関する意識調査より>

事業名	事業内容
●啓発冊子の配布、ポスターの掲示 [人権同和・男女共同参画課]	国や都から配布される啓発冊子やポスター等を、区役所 1 階の区民 情報コーナー等に掲示、区内で主催される各イベント等で区民へ配 布します。 [啓発・教育]
●広報紙による啓発(人権コラム、人権特集の掲載) [人権同和・男女共同参画課]	区のお知らせに、年4回の「人権コラム」と、毎年12月に「人権特集号」を掲載します。(区公式ホームページ-区政-人権・男女共同参画-人権-人権コラム) [啓発・教育]
●家庭教育パンフレットによる啓発 [地域教育支援課]	毎年度、家庭での望ましいしつけや指導についてまとめた冊子「おやこいっしょに」を、区内の小学校1年生、4年生、中学校1年生の 保護者に配付します。 [啓発・教育]

## 10 災害の発生に伴う人権問題







## (1) 現状及び課題

多くの人命が失われた東日本大震災から 10 年が経過しました。南海トラフ地震や首都 直下地震は、いつ発生してもおかしくない状況にあるといわれています。一方、近年で は、地球温暖化に伴う気候変動による大雨・洪水による大規模で甚大な被害をもたらす災 害も発生し、避難所等では、男女共同参画の視点や、プライバシーの確保や感染症対策の ほか、子ども、女性、障害のある人、高齢者、病気を抱えた人、外国人、性的マイノリティの人など災害における弱い立場の人(要配慮者)に対し、情報把握や生活手段の確保等 の面で、必要な配慮や支援が行き届かずに、さまざまな問題が起きています。

墨田区では、平成 26 (2014) 年に開催した「女性の防災対策懇談会」の提言に基づき、さまざまな立場の人に配慮した防災対策を行うこととしています。平成 28 (2016) 年には、「墨田区避難所運営マニュアル」の改定を行い、女性や要配慮者に配慮した避難所運営について、男女共同参画の視点を取り入れた内容としました。

また、災害時の避難や救助には、いわゆる自助、共助、公助といわれますが、特に近隣住民同士が助け合う共助が大きな効果を発揮します。そこで、住民防災組織など地域で状況を把握し、迅速かつ的確に行動が出来るよう、要配慮者サポート隊の結成促進、避難行動要支援者名簿の作成、要配慮者個別避難計画の作成(個人情報やプライバシー保護の観点から、町会・自治会の協力と個人の了解の下で作成)、外国語で書かれた防災マップ等の配布、女性や要配慮者に配慮した備蓄物資の充実など、要配慮者に対応した避難サポートやケアを図るための対策を進めています。

一人ひとりが過去の災害の教訓から学び、いざというときには地域全体で助け合い、連携出来る関係を構築するため、要配慮者も念頭に入れた防災訓練や、防災講座や地域の意見などを通じて、日頃から人権に配慮した防災対策を推進する必要があります。

## (2) 施策の方向性

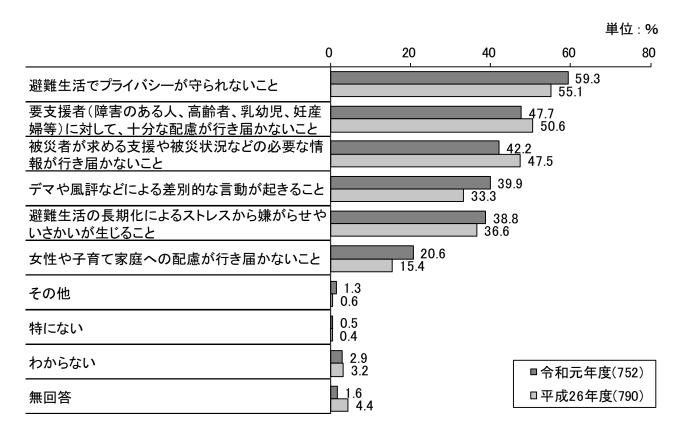
ア 災害時における人権への配慮の必要性の啓発 災害時における人権への配慮についての理解を深めるための意識啓発を図ります。

#### イ 災害時の社会的に弱い立場の方に対する配慮の必要性

災害時において障害のある人・高齢者・妊産婦・乳幼児・外国人・性的マイノリティの人等社会的に弱い立場にある人を援助し互いに他人を助け合うように啓発活動を行います。特に避難所運営にあたってもこれらの人たちへの適切な対応やプライバシーの確保などさまざまな人権への配慮に努める必要があります。また避難所運営に向けては関係機関や町会・自治会等と連携し、支援体制の強化や相談体制の充実を図ります。

#### ◎「墨田区人権に関する意識調査」結果からみる災害発生時における人権問題

地震などの災害が起きた場合の人権問題としては、「避難生活でプライバシーが守られないこと」が59.3%で最も高く、以下「要支援者に対して、十分な配慮が行き届かないこと」(47.7%)、「被災者が求める支援や被災状況などの必要な情報が行き届かないこと」(42.2%)、「デマや風評などによる差別的な言動が起きること」(39.9%)の順で続いています。



<令和元年度墨田区人権に関する意識調査より>

事業名	事業内容
●要配慮者対策事業	災害時に配慮が必要な方(高齢者、障害者、妊産婦や乳幼児等)の避
[防災課]	難行動及び避難生活の円滑化を図ることを目的として、要配慮者サ   ポート隊結成促進講演会の開催、要配慮者サポート隊活動促進講演
	会の開催、避難行動要支援者名簿の作成、要配慮者個別避難計画の
	作成、外国語で書かれた防災マップ等の配布、女性や要配慮者に配
	慮した備蓄物資の充実等を行い、避難支援体制を強化します。
	[啓発・教育][連携・協働][相談・支援]
●啓発冊子の配布、ポスターの掲示	国や都から配布される啓発冊子やポスター等を、区役所 1 階の区民
[ 人権同和・男女共同参画課]	情報コーナー等に掲示、区内で主催される各イベント等で区民へ配
	布します。 [啓発・教育]
●広報紙による啓発(人権コラム、人権特	区のお知らせに、年4回の「人権コラム」と、毎年12月に「人権特
集の掲載)	集号」を掲載します。(区公式ホームページ-区政-人権・男女共同参
[人権同和・男女共同参画課]	画-人権-人権コラム) [啓発・教育]
●災害時における人権、女性に関する相談	災害が発生し、避難所が開設された際に、避難所内で起きた人権や
の実施	女性に関する相談を受け付けます。
[人権同和·男女共同参画課]	[連携・協働][相談・支援]

## 11 性的指向・性自認に関する人権問題









## (1) 現状及び課題

人の性のあり方は多様であり、一人ひとり異なります。しかし性的指向や性自認において少数派に属する人々(以下「性的少数者」という)の多くは家庭、学校、職場、地域の中で人権に関わるさまざまな問題に直面しています。また、周囲の正しい知識や課題についての理解が足りないことによりその問題は気付かれないことが多くあります。

最近では、性的指向や性自認に関する理解を深め、性的少数者に対する差別をなくすために行動をおこすアライ(Ally)と呼ばれる人も増えつつあります。しかし、偏見や差別は依然として起こっています。

私たち一人ひとりの性のあり方が人権であるということを理解するためには、「多数」と「少数」のみで分類するのではなく、性のあり方をかたちづくる4つの要素「からだの性」、「性的指向」、「性自認」、「性別表現」を知ることが大切です。

#### 性のあり方をかたちづくる4つの要素

- ・からだの性…からだのつくりや生物学的特徴、出生時や出生届時などに割り当てられる性別
- ・性的指向…恋愛感情や性愛感情がどのような対象に向かうのか、又は向かわないのか
- ・性自認…自分の性をどのように認識しているか
- ・性別表現…言葉づかい、服装、しぐさ等から見る社会的な性別をどう表現するか

\*性的指向(= **S**exual **O**rientation)と性自認(= **G**ender **I**dentity)の2要素は**SOGI**(ソジ)、さらに、性別表現(**G**ender **E**xpression)を加えた3要素を**SOGIE**(ソジー)といい、国際的には国連やユネスコなどで、日本では企業や大学でも広く使われています。

#### ア【性的指向】 (P.50の※1参照)

性的指向は、人の恋愛・性愛の対象の向き方を示す概念であり、その向き方は自分の意志で変えたり、選んだりするものではないと言われています。同性愛(L/G)や両性愛(B)である人は「異常である」、無性愛(A)である人は「何かが欠落している」などと、差別的な言動の的となることがあります。

#### イ【性自認】 (P.50の※2参照)

性自認は、自分自身の性別を自分でどのように認識しているかということで、からだの性と一致する人もいれば一致しない人もいます。性別違和がある(T)という人は、本人の望まない性別で扱われることが多く、自分の性を否定される場面があります。

性別に違和を感じる当事者の中には、いじめやハラスメントに遭ったり、それが原因で 不登校やひきこもりになったり、自分の問題を家族や友人に言えず悩んでいる人たちがい ます。

#### ウ【性別表現】

性的指向や性自認の他に、自分らしい言動や服装などが社会においてどのように見なされているのか、または社会において自分がどのような言動や服装をするのか、という性別表現があります。私たちを取り巻く現代社会における女性らしさや男性らしさなどの性別規範によって、自分らしい言動や服装などの自己表現がしづらい状況にある人がいます。

東京都は、平成31 (2019) 年に、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を施行し、性的指向及び性自認を理由とする不当な差別的取り扱いを禁止しました。また、令和元年(2019)年には、「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」を策定しました。令和3 (2021)年に、パートナーシップ制度を令和4年度中に実施する予定であることを公表しています。

墨田区においては、平成30(2018)年度に「同性カップルの「パートナーシップの公的認証」に関する陳情」が区議会で採択されました。一人ひとりの個性や多様な生き方を尊重する施策の1つとして、性的少数者を対象としたパートナーシップ制度の導入について検討していきます。

性的少数者の多くは、子どもの時に家庭や学校などで最も身近な大人に生きづらさや悩みを打ち明けることができず、大人になっても職場や地域などで周囲にカミングアウト<sup>10</sup>できずに、本来の自分を表現できないまま生活しています。

一方で性的少数者であることをアウティング<sup>11</sup>されることで、職場や学校等での居場所を失ってしまう、精神的被害を受けてしまうという問題が起きています。アウティングは 当事者に回復できない被害を及ぼす重大な人権侵害です。

<sup>10</sup> カミングアウト:自分の性のあり方を周囲に打ち明けること

<sup>□</sup> アウティング:誰かの性のあり方を本人の了解を得ずに第三者に伝えること。

こうした偏見や差別をなくすために、多数や少数といった垣根を越えて、一人ひとりが 性の多様なあり方を知ることが必要であり、性的少数者が身近にいるという前提で行動す ることが求められています。

#### ※1【性的指向の類型の一部】

・異性愛:性的指向が異性に向いている

(H / heterosexual / ヘテロセクシュアル)

・女性同性愛:性的指向が同性である女性に向いている

(L / lesbian / レズビアン)

男性同性愛:性的指向が同性である男性に向いている

(G / gay / ゲイ)

・両性愛:性的指向が両性に向いている

(B / bisexual / バイセクシュアル)

無性愛:性的指向がどの性別にも向いていない

(A / asexual / アセクシュアル)

・クエスチョニング:性的指向が定まっていない、もしくは定めていない

(Q / questioning / クエスチョニング)

などがあります。

#### ※2【性自認の類型の一部】

性別違和がない:からだの性と性自認が一致している

(C / cisgender / シスジェンダー)

性別違和がある:からだの性と性自認が一致していない

(T / transgender / トランスジェンダー)

・クエスチョニング:自分の性自認が定まっていない、もしくは定めていない

(Q / questioning / クエスチョニング)

などがあります。

\*LGBTとは、性的指向のLGBと性自認のTを合わせた言葉で、性的少数者(セクシャルマイノリティ)を表す言葉の一つとして使われることもあります。また、クエスチョンニングの「Q」を加えて、LGBTQやLGBTQ+などと記載されることもあります。

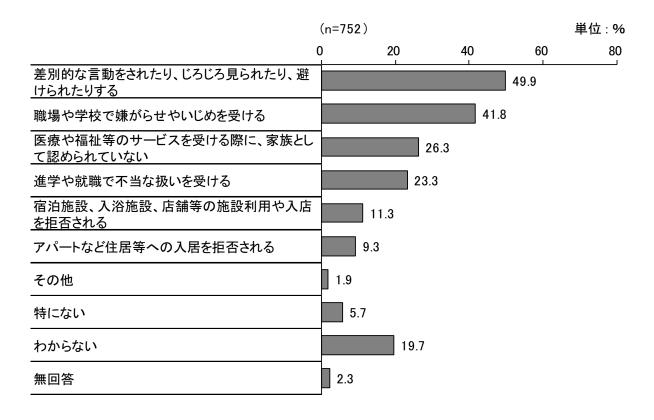
## (2) 施策の方向性

ア 多様な性に関する理解促進に向けた啓発・教育

性の多様なあり方に関する理解促進に向けて、区民の意識啓発を図るとともに区職員 及び教職員への研修を行います。また、学校教育や社会教育を通して、多様性を認め合 う教育の推進を図ります。

- イ 当事者が安心して暮らすことが出来る支援体制の整備・関係機関との連携 性的指向・性自認について悩みや困難を抱える当事者や当事者家族が、安心して暮ら すことができるよう、東京都や関係団体等と連携しながら、適切な支援に努めます。
- ◎「墨田区人権に関する意識調査」結果からみる性的マイノリティ(LGBT等)について の差別問題

性的マイノリティ(LGBT等)の人についての人権問題としては、「差別的な言動をされたり、じろじろ見られたり、避けられたりする」が49.9%で最も高く、以下「職場や学校で嫌がらせやいじめを受ける」(41.8%)、「医療や福祉等のサービスを受ける際に、家族として認められていない」(26.3%)、「進学や就職で不当な扱いを受ける」(23.3%)の順で続いています。



< 令和元年度墨田区人権に関する意識調査より>

事業名	事業内容
●申請書等の性別欄の記載についての配	各主管課で使用している申請書等の帳票類について、性別欄の記載
慮	が不要な帳票類の削除や工夫等の見直しをしてもらうために調査や
<ul><li>[人権同和・男女共同参画課]</li></ul>	啓発を行います。
●啓発冊子の配布、ポスターの掲示	国や都から配布される啓発冊子やポスター等を、区役所1階の区民
[人権同和・男女共同参画課]	情報コーナー等に掲示、区内で主催される各イベント等で区民へ配
	布します。
●広報紙による啓発(人権コラム、人権	区のお知らせに、年4回の「人権コラム」と、毎年12月に「人権
特集の掲載)	特集号」を掲載します。(区公式ホームページ-区政-人権・男女共
[人権同和・男女共同参画課]	同参画-人権-人権コラム) [啓発・教育]
●教職員向け研修会の実施	区内の教職員に対して、人権教育の研修会の中で、性的指向・性自
[指導室]	認に関する研修を行います。 [啓発・教育]
●パートナーシップ制度に係る検討	一人ひとりの個性や多様な生き方を尊重する施策の1つとして、性
[人権同和·男女共同参画課]	的少数者を対象としたパートナーシップ制度の導入について検討し
	ていきます。 [推進体制]

## 12 さまざまな人権問題















## (1) アイヌの人々の人権問題

#### ア 現状及び課題

アイヌの人々は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、固有の言語、伝統的な生活様式や口承文学 (ユカラ) など独自の豊かな文化を有しています。しかし、近世のいわゆる同化政策等により、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難く、特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統等を担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していく上での重要な基盤が失われつつあります。

「アイヌ文化振興法」が廃止され、アイヌの人々を先住民族と規定した「アイヌの人々の 誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行されるなど、ア イヌの人々の文化を振興し、国民の理解を促進するためのさまざまな施策が推進されてい ます。しかし、アイヌの人々に対する無知や理解不足から、今なお差別や偏見は依然とし て残っています。

アイヌの人々の固有の文化や伝統に対する認識と理解を深めるとともに、偏見や差別の 解消を目指して啓発活動を続ける必要があります。

#### イ 施策の方向性

アイヌの人々や固有の文化に対する理解を深める啓発活動

アイヌ民族の歴史や伝統、文化などについて正しく理解することが、偏見や差別を生まないために必要です。民族の誇りや歴史、伝統文化に対する理解を深め、アイヌの人々のアイデンティティを尊重する社会の実現を目指し、啓発に努めます。

## (2) 北朝鮮当局による拉致問題

#### ア 現状及び課題

平成14 (2002) 年の日朝首脳会談で、北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国) は、長年否定 していた日本人の拉致を認め、謝罪したことで、5名の拉致被害者の帰国が実現したもの の、他の被害者について、未だに問題解決には至っていない状況です。

国は、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成18(2006)年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。これにより、拉致問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるなど、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から16日までの1週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることが定められました。

北朝鮮当局による拉致問題は、我が国の主権を侵害すると同時に、重大な人権侵害です。国際的な人権問題の解決のため、国民の関心と認識を高めるとともに、国際社会と連携しながら、拉致問題の実態を解明し、解決に向けた努力を続けていく必要があります。

#### イ 施策の方向性

拉致問題の解決に向けた国民的関心と支持に向けた啓発

拉致問題は、我が国の国民的課題であり、解決に向けて国際社会への働きかけなどを通じて粘り強く早期帰国を実現する、という共通認識を国民の間に育てていく必要があります。そのために、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を中心に、国や都、警察等の関係団体と連携をしながら啓発に努めます。

## (3) ハラスメント

#### ア 現状及び課題

ハラスメントは「嫌がらせ、いじめ」を意味し、職場などさまざまな場面での、相手を 不快にさせる、尊厳を傷つける、不利益を与えるといった発言や行動が問題となっていま す。

ハラスメントは、相手方の意に反する性的な言動などによる「セクシュアル・ハラスメント」、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に職務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える「パワー・ハラスメント」、妊娠・出産、育児休業等を理由として解雇、不利益な異動、減給、降格など不利益な扱いを行う「マタニティ・ハラスメント」等があります。職場におけるこのような行為は働く環境を悪化させ、雇用や精神面での不安を与え、人格と尊厳を傷つける行為です。令和元(2019)年には、「改正労働施策総合推進法(通称:パワハラ防止法)」が成立し、事業主によるパワー・ハラスメント対策は、関係法令の改正により、令和2(2020)年から義務化されました。職務上の地位

や人間関係等の優位性に左右されることのない、互いに対等な人間であることを認識し、 相手の立場に立って考え、行動することが大切です。

墨田区では、幹部職員研修(令和2(2020)年度実施)のほか、係長昇任時にハラスメント防止研修を行っています。

研修以外にも「ハラスメント対策」を以下の通り行っています。

#### 【モラル・ハラスメントの防止に関する規程の整備】

平成25 (2013) 年度に「モラル・ハラスメントの防止に関する基本方針」及び「職員の モラル・ハラスメントの防止等に関する要綱」を策定し、その中でこの趣旨を職員に周知 するとともに、意識の醸成を図り、事案の発生を防止することとしています。

#### 【モラル・ハラスメントの防止に係る周知・啓発】

「職員のモラル・ハラスメントの防止等に関する要綱」では、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント及びその他のハラスメントを「モラル・ハラスメント」と定義し、職員に対して、毎年12月の「職場のハラスメント撲滅月間」の時期に合わせた啓発のほか、適宜通知文や啓発パンフレット等で周知を図っています。

また、令和 2 (2020) 年に施行された「労働施策総合推進法」の改正に伴うパワー・ハラスメントの法制化に当たっては、管理職に対して通知を発出するなどし、職場におけるパワー・ハラスメントの防止に向けた啓発を強化しました。

#### 【相談対応窓口及びハラスメント対応委員会の設置等の体制の整備】

「職員のモラル・ハラスメントの防止等に関する要綱」では、庁内に「相談対応窓口」を設置し、職場においてモラル・ハラスメント事案が発生した場合に、あらかじめ指定された職員が相談等の対応に当たるといった相談体制の整備のほか、職員からの相談等について公正な対応を図ることを目的として「ハラスメント対応委員会」を設置し、事実関係の調査や事案の審議等を行うこととしています。

#### イ 施策の方向性

ハラスメントに関する理解と意識啓発

職場などさまざまな場面で、相手を不快にさせる、尊厳を傷つける、不利益を与える といった発言や行動はあってはなりません。ハラスメントに関する意識啓発に努めると ともに、相談対応窓口の周知を図ります。

## (4) 路上生活者 (ホームレス) の人権問題

#### ア 現状及び課題

路上生活者(ホームレス)は、失業や家庭問題などさまざまな事情により、路上(野宿)生活をする中で、健康で文化的な生活を送ることが困難な状況にあります。また、路

上生活者は減少傾向にあるものの、高齢化、長期化等が深刻化しています。最近では、路 上生活ではなく、終夜営業の施設を転々として暮らし、住まいを持たない人々も増えてい るという新たな問題も認識されています。

国は平成14(2002)年に「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法(ホームレス自立支援法)」を制定し、路上生活者に対する福祉・就労・住居・保険・医療等の分野における総合的な取組を進めてきました。その一方で、路上生活者と地域社会との間にあつれきが生じ、偏見や差別の対象となることも少なくなく、路上生活者への嫌がらせや暴力事件などの人権侵害も発生しています。平成30(2018)年にホームレスの実態に関する全国調査の結果を踏まえて策定した「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」では、ホームレス及び近隣住民の双方の人権に配慮しつつ、ホームレスに対する差別や偏見を解消し、人権尊重思想の普及に取り組むこと等が示されています。

路上生活者の置かれた状況や自立支援の必要性について理解を深め、社会的に弱い立場の人々への支援と偏見や差別の解消をめざす必要があります。

#### イ 施策の方向性

路上生活者への理解と偏見・差別解消への取組

路上生活者に対する理解は十分とは言えず、偏見や蔑視から差別を生んでいます。路上 生活者の置かれている状況や自立支援の必要性について理解を深めるための啓発に努めま す。

## (5) 刑を終えて出所した人の人権問題

#### ア 現状及び課題

刑を終えて出所した人に対しては、周囲の偏見や差別意識があり、社会に復帰する努力を重ねても、悪意のあるうわさが流れる等により、本人の更生意欲がそがれたり、更生そのものが阻害されたりする場合が少なくありません。また、住居の確保や就職が困難であり、社会復帰を目指す人にとって現実は厳しい状況にあります。加えて、家族に対する偏見や差別も見受けられます。

こうした状況を踏まえ、平成 28 (2016) 年には、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となるよう支援することを基本理念の一つとして、「再犯の防止等の推進に関する法律」が公布されました。

また、犯罪や非行をした人の立ち直りを支えるものとして保護司の活動があります。保護司は、ボランティアではありますが、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員です。区内でも「墨田区保護司会」として、刑を終えて出所した人たちの再犯防止等を含め居場所の確保や就労支援、加害者家族に対する偏見を見逃さない取組を進めています。

墨田区では令和 3 (2021) 年度に「(仮称)墨田区再犯防止推進計画」の策定を予定しています。

#### イ 施策の方向性

刑を終えて出所した人への偏見、差別解消への取組

刑を終えて出所した人が社会復帰し、社会の一員として円滑な生活を営むためには、本人の更生意欲だけでなく、偏見や差別をなくし、家庭や職場、地域社会等が受け入れ、協力していくことが大切です。そのために、更生保護を支える保護司等と連携し、意識啓発に努めます。

## (6) 外見に特徴的な目立つ症状のある人の人権問題

#### ア 現状及び課題

先天的または後天的な理由で、外見に特徴的な目立つ症状があり、さまざまな社会的困難を抱えている人たちがいます。このような症状のある人たちの中には、進学や就職の際にいじめや差別にあったり、感染するのではないかといった誤解や偏見を受けたりしています。いじめや差別、誤解や偏見を無くすためには、私たち一人ひとりが症状に対する正しい知識と理解を深めることが大切です。

#### ~外見に特徴的な目立つ症状とは?~

生まれつきのアザや、事故や病気による傷、変形、欠損、脱毛などです。主な症状としては、単純性血管腫、口唇裂や口蓋裂、脱毛症などがあります。また、交通事故や癌などで体の一部を失う人もいます。「見た目の症状」は本人の努力で解消できるものではなく、外見に特徴的な目立つ症状を理由とする差別や偏見はあってはなりません。墨田区では、平成30(2018)年度に「「見た目問題」に関する陳情」が区議会で採択され、こうした外見に特徴的な目立つ症状に対する正しい知識と理解のための啓発に努めています。

#### イ 施策の方向性

(ア) 症状や成長等、状況に応じた相談窓口の案内を行うための連携

子育て相談や教育相談、就労相談等、当事者の成長過程や悩みに応じた相談窓口を案 内できるよう、庁内の連携を行うとともに、相談窓口の周知を図ることが大切です。

#### (イ) 症状に対する正しい知識と理解のための啓発

症状を知らないこと、誤解、偏見からいじめや差別につながる場合があります。正しい知識と理解を深め、多様性を認めていくための啓発・教育を行うことに努めます。

## (7) その他の人権問題

以上の類型のほかにも、「個人情報の流出やプライバシーの侵害」、「親子関係・国籍」、「人身取引(トラフィッキング)」等の人権問題があり、今後、社会状況等の変化に伴い、さまざまな問題が顕在化することも予想されます。こうした問題に対しても、状況に応じた意識啓発に努めます。

## さまざまな人権問題に関する施策

さまざな人権問題に共通する施策

事業名	事業内容
●啓発冊子の配布、ポスターの掲示 [人権同和・男女共同参画課]	国や都から配布される啓発冊子やポスター等を、区役所 1 階の区民 情報コーナー等に掲示、各イベント等で区民へ配布します。
<ul><li>●広報紙による啓発(人権コラム、人権 特集の掲載)</li></ul>	[啓発・教育] 区のお知らせに、年4回の「人権コラム」と、毎年12月に「人権特集号」を掲載します。(区公式ホームページ-区政-人権・男女共同参
[人権同和・男女共同参画課]	画-人権-人権コラム) 「啓発・教育」

#### (4) 路上生活者の人権問題に関する施策

●自立支援センターの運営	都区共同事業として自立支援センター「墨田寮」を令和元(2019)年
[生活福祉課]	度から令和5(2023)年度まで運営します。
	[連携・協働][相談・支援]
●「路上生活者への偏見・差別の解消を	年3回、区内の全小中学校で、長期休業前に道徳や学級活動などの
図る特別授業」の実施	授業を通して「特別授業」を実施します。
[指導室]	[啓発・教育][推進体制]

#### (5) 刑を終えて出所した人の人権問題に関する施策

●社会を明るくする運動の推進	毎年度、法務省が主唱している"社会を明るくする運動"~犯罪や非
[地域教育支援課]	行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ~について、強調月間
	の7月に合わせ、墨田区推進委員会においても、保護司会を中心に
	他団体と連携・協力しながら運動を展開します。
	[連携・協働][推進体制]
● (仮称) 墨田区再犯防止推進計画策定	犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と
[安全支援課]	協力を得て再び社会を構成する一員となるよう支援することを基本
	理念の一つとして制定された「再犯の防止等の推進に関する法律」
	[推進体制]

## 第3章 施策の進め方

## 1 人権啓発・人権教育

## (1)人権啓発

人権問題を正しく理解するためには、多くの区民に、人権について考える機会を提供し、差別や偏見の事象を具体的なテーマとして取り上げ、人権啓発を行う必要があります。墨田区ではこれまで、人権全般に係る理念や、個別の人権課題を取りあげた講演会や講座等のイベントの開催、啓発冊子やホームページ、区報への掲載等を通して、人権啓発に努めてきました。今後も、区民の人権問題に対する理解を一層深めるため、啓発活動の充実・強化を図ります。また、コロナ禍においては、屋内における集合型の啓発事業が制限されるなど、啓発方法に関する課題が顕在化しました。今後は、従来どおりの集合型の講演会に加えて、オンライン配信による講演会や講座の開催、SNSやホームページを活用した啓発等、さまざまな手法による啓発活動の推進に努めます。

さらに、定期的に人権に関する区民意識調査を実施して、人権意識の浸透や啓発の効果 を確認し、より有効な啓発方法を調査・研究します。

## (2)人権教育

人権尊重の意識が社会全体に広く浸透するためには、学校教育や社会教育における人権 教育・学習の推進が不可欠です。

学校教育では、児童・生徒の発達段階や理解度に応じて、多様性の尊重に配慮した、人権尊重の意識を高めるための学習機会の充実を図ることが求められています。墨田区教育委員会では、「すみだ教育指針」を策定し、一人ひとりの子どもに応じた指導により、豊かな人間性と健やかな体を育てることを目標の一つとして掲げ、人権教育を基調とした教育を行っています。今後も、全学校の人権教育担当教員を中心とした教職員の人権教育研修・研究活動等を通して、教職員の人権意識の向上や理解促進を図り、人権教育の充実を図ります。

また、社会教育においては、人権尊重を基盤に、さまざまな人権問題について、正しい 理解を推進するため、人権週間における人権講演会や人権啓発イベント等を通じて、区民 の皆様に広く学習していただく機会を提供しています。

## 2 人権研修

## (1)職員研修

行政の仕事は全て人権に深い関わりを持つことから、職員一人ひとりが、行政の職務を 自覚し、日頃から区民の人権に配慮できるような人権感覚を身につける必要があります。

墨田区では、職員の人権意識の向上を図るため、さまざまな人権問題に関する人権研修を行っています。研修内容は、事例・グループ討議を中心とした参加型の手法を採用しています。今後はさらに工夫を重ね、効果的な内容となるよう各種手法を取り入れ、研修内容の充実を図ります。

## (2) 事業者研修

墨田区では、指定管理者や業務委託事業者をはじめ、障害者就労支援センター職員、介護保険事業者を対象とした、人権研修を毎年行っています。研修内容は、企業におけるハラスメント等や、障害のある人、高齢者に対する虐待等のほか、さまざまな人権問題について取り上げています。今後は、より効果的に人権問題への正しい理解と認識を深められるような研修内容の充実に努めます。

また、国や東京都で実施している事業者向け研修の周知に努めます。

## 3 相談・支援

人権を侵害された場合や、侵害されるおそれがある場合は、被害にあっている方がいち早く専門的な相談窓口につながり、適切な支援を受けることが大切です。墨田区では、各所管課が行っている相談窓口のほか、総合的な人権問題に対する相談事業として「法律・人権相談」を実施しています。しかし、近年では、社会・経済状況の変化等により人権問題も多様化、複雑化しており、相談体制の充実や支援体制の強化が求められています。

こうした状況に対応するために、区内の相談体制の充実に努めるとともに、法務局や東京都等の公的機関、NPO法人や弁護士会等の関係団体が設置する相談窓口との連携や活用を図り、さまざまな人権問題に対応します。さらに、被害にあっている方がいち早く相談窓口に相談することができるように、引き続き、区内外を含めた相談窓口や支援情報の一層の周知を図ります。

## 4 連携・協働

## (1)連携

近年のインターネットによる人権侵害に代表されるように広域的な対応が必要となる人権課題を解決するためには、国や東京都との適切な役割分担の下、連携した対応が求められます。また、複雑化・多様化している人権問題には、区独自で解決に向けた対応を図るのではなく、近隣区等との情報共有を図りながら、連携して対応を行う必要があります。

墨田区では、国や東京都、近隣区等との情報共有を図りながら人権問題の早期解決に努めてきました。今後も、積極的な情報共有を図り、さらなる連携強化に努めます。

## (2)協働

人権問題が複雑化・多様化している中で、人権尊重の理念を地域のあらゆる活動に浸透させ、定着させるためには、区民をはじめ企業、団体等あらゆる組織と協働して人と人とのつながりを強めつつ、人権施策の推進に取り組む必要があります。そのため、人権擁護委員やボランティア団体のすみだ人権啓発センター、民生・児童委員、保護司等の団体と協働した人権啓発活動の推進を図ります。必要に応じて、専門的な知識やノウハウを有する NPO 法人等の関係団体と協働しながら人権施策の推進に取り組みます。

また、人権に関わる取組は、行政が全てを担うものではなく、広く社会を支え活動する 企業等も主体的に取り組むことが期待されています。企業等が自主的に従業員に向けた研 修会や講演会を行うよう、機会を捉えて、人権啓発活動や人権研修の支援を行うなど、人 権施策における協働を推進していきます。

## 5 推進体制

人権啓発の推進に当たっては、本計画の趣旨を踏まえて、各部局において、組織横断的に取組を図る必要があります。そのためには、さまざまな人権問題に取り組む庁内外の人権に関する各種委員会や協議会等を開催し、情報の共有や人権問題の解決を促進するための諸条件の整備を図ります。また、人権を取り巻く社会状況等を勘案しながら、広範な人権問題に対応する窓口や相談機能の充実、情報交換など、効果的な啓発の推進に努めます。

## 3章に関連する施策

事業名	事業内容
●中学生区議会 [広報広聴担当]	毎年度、今後の社会情勢や中学生の関心度、区の方針等を踏まえながら、「子育て・高齢者」、「まちづくり・防災」、「おもてなし」などさまざまなテーマを定めて実施します。
●広報紙、公式 SNS、CATV 等による人権啓発 [広報広聴担当] [人権同和・男女共同参画課]	区のお知らせに、毎年3回程度の「人権コラム」と、毎年12月に「人権特集号」を掲載しており、これらは、区HPにも掲載します。また、所管課からの情報提供があれば、区の SNS や、CATV 等でも配信します。
●人権相談の実施 [広報広聴担当] [人権同和・男女共同参画課]	区役所1階の区民相談室にて、毎週月・水・金曜日に、弁護士による 法律・人権相談を実施します。
●人権擁護委員の活動支援(人権の花運動、人権作文、子どもたちの人権メッセージ、小中学校での人権教室、人権講演会) [人権同和・男女共同参画課]	法務省から委嘱された人権擁護委員と一緒に、毎年、区立の小学校を対象に「人権の花運動」と「子どもたちの人権メッセージ」、区立の中学校を対象に「人権作文」を実施します。
●すみだ人権啓発センターの活動支援 [人権同和・男女共同参画課]	区のボランティア団体である、すみだ人権啓発センターと一緒に、すみだまつり・こどもまつり等のイベントで、人権啓発活動を行います。
●差別事象対応マニュアルの周知 [人権同和・男女共同参画課]	区内で発生した差別事象や差別落書き等への対応マニュアルを作成 し、毎年度初めに、区職員に対して周知します。
●人権啓発冊子の発行 [人権同和・男女共同参画課]	人権意識の向上を図るため、3年に1度、さまざまな人権問題について掲載した人権啓発冊子「人権感覚」を作成し、講演会等で配布します。
●人権に関する区民意識調査の実施 [人権同和・男女共同参画課]	人権意識の浸透や啓発の効果を確認するために、5年に1度区民を対象とした「人権に関する区民意識調査」を行います。
●人権講演会・人権作文発表会の開催 [人権同和・男女共同参画課] [地域教育支援課]	毎年2月に、人権擁護委員及びすみだ人権啓発センターが主催、墨田 区及び墨田区教育委員会が共催で、人権講演会を開催します。また、 人権作文コンテスト区内代表生徒による作文の発表会も併せて実施 します。
●人権関係研修の実施(指定管理者、業務 委託事業者向け) [人権同和・男女共同参画課]	毎年2月に、区の指定管理者の職員及び業務委託事業者の職員を対象 に人権同和研修を実施します。
●こども人権まつり [社会福祉会館]	毎年7月に、児童の健全育成を目的とした、こども人権まつりを実施します。
●きねがわスタンプラリー [社会福祉会館]	毎年10月に、都立皮革技術センターと産業・教育資料室きねがわと合同で実施します。
●人権フェスティバル(人権講演会、親子でハッピータイム、皮革工芸教室) [社会福祉会館]	毎年 12 月に、人権講演会、親子でハッピータイム、皮革工芸教室を同時に実施します。
●人権関係研修の実施(新任、現任、主任、係長の各職層研修、職員への講演会、清掃職員向けの研修の実施) [職員課]	毎年度、各職層での人権問題や男女共同参画等に関する研修を実施します。また、毎年、職員を対象とした講演会を実施します。
●民生委員・児童委員活動の支援 [厚生課]	民生委員・児童委員の活動をさまざまな形で支援します。
●墨田区社会福祉協議会の権利擁護相談 等への支援 [厚生課]	すみだ福祉サービス権利擁護センターにて、弁護士による法律相談等 への支援を行います。
●地域福祉プラットフォームの設置 [厚生課]	地域住民が地域社会から孤立することを防ぐ居場所や、地域における 多世代交流や多様な活躍の場として、気軽に立ち寄ることができる地域の拠点を整備します。 コミュニティ・ソーシャル・ワーカーが常駐し、地域の気軽な相談場
	所としての機能も有しています。

●人権教育実践事例集の作成 [指導室]	区内の東京都教育委員会人権尊重教育推進校である、八広小学校、梅 若小学校、吾嬬第二中学校の人権教育についての取組をまとめた冊子 を作成し、区内の全幼稚園・小中学校に配付します。
<ul><li>●墨田区人権尊重教育実践発表会の開催 [指導室]</li></ul>	区内の東京都教育委員会人権尊重教育推進校である、八広小学校、梅 若小学校、吾嬬第二中学校の人権教育についての発表会を開催しま す。
●人権教育推進連絡協議会の開催 [指導室]	年に3回、区内の全幼稚園・小中学校の人権教育担当教員がさまざま な人権問題について協議する協議会を実施します。
●人権関係研修の実施(介護保険事業者向け) [介護保険課]	年に1回、区内の介護保険事業者の職員を対象に人権同和研修を実施 します。
●人権関係研修の実施(障害者就労支援センター職員向け) [障害者福祉課]	毎年7月に、すみだ障害者就労支援総合センターの職員を対象に人権研修を実施します。

# 人権に関連した主な強調月間及び週間等一覧

	若年層の性暴力被害予防月間		
4月	2 日	世界自閉症啓発デー	
	2 日∼8 日	発達障害啓発週間	
5月	1日~7日	憲法週間 (5月3日は憲法記念日)	
	5日~11日	児童福祉週間(5月5日はこどもの日)	
	男女雇用機会均等月間、外国力	<b>、</b>	
6月	1日	人権擁護委員の日	
0 月	22 日	らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日	
	23 日~29 日	男女共同参画週間	
	社会を明るくする運動強調月間	引、再犯防止啓発月間	
7月	1日	更生保護の日	
	30 日	人身取引反対世界デー	
8月	夏休み期間明けの前後1週間	全国一斉「子どもの人権 110 番」強化週間	
	障害者雇用支援月間		
	10 日	世界自殺予防デー	
9月	10 日∼16 日	自殺予防週間	
	15 日~21 日	老人週間(9月 15 日は老人の日)	
	21 日	国際平和デー	
	高年齢者雇用支援月間		
10 月	1日	国際高齢者デー	
	10 日	世界メンタルヘルスデー	
	児童虐待防止推進月間		
	12 日~25 日	女性に対する暴力をなくす運動期間	
11月	19 日	国際男性デー	
	25 日	女性に対する暴力撤廃の国際デー	
	25 日~12 月 1 日	犯罪被害者週間	
	職場のハラスメント撲滅月間		
	1日	世界エイズデー	
	3 日	国際障害者デー	
12月	3日~9日	障害者週間	
	4日~10日	人権週間	
	10 日	人権デー	
	10 日~16 日	北朝鮮人権侵害問題啓発週間	
1月	最終日曜日	世界ハンセン病の日	
2月			
3月	自殺対策強化月間		
	8日	国際女性デー	
	21 日	国際人種差別撤廃デー	

# 【参考資料】

## 人権啓発基本計画改定までの経緯

1 墨田区人権啓発基本計画改定検討委員会

	日時	内容
第1回	令和3 (2021) 年5月26日	· 墨田区人権啓発基本計画改定検討委員委嘱
		・墨田区人権啓発基本計画の1章の検討
第2回	令和3 (2021) 年6月23日	・墨田区人権啓発基本計画の2章の検討
第3回	令和3 (2021) 年7月28日	・墨田区人権啓発基本計画の2章及び3章の検討
第4回	令和3 (2021) 年9月14日	・墨田区人権啓発基本計画(改定版)の素案について
第5回	令和4 (2022) 年1月26日	・墨田区人権啓発基本計画(改定版)案について

## 2 パブリックコメント

実施期間	閲覧場所	
令和 3 (2021) 年 12 月 10 日	区公式ホームページ、区役所1階区民情報コー	
~	ナー、図書館、図書室、社会福祉会館、	
令和 4(2022)年 1 月 11 日	すみだ女性センター、人権同和・男女共同参画課	

## 3 墨田区人権啓発基本計画改定検討委員

委員氏名		職業・役職等	備考
炭谷	茂	社会福祉法人恩賜財団済生会理事長	委員長
阿部	博道	弁護士、東京人権擁護委員協議会墨田地区委員	副委員長
西澤	直子	慶應義塾福澤研究センター教授、すみだ女性センター 運営委員会委員長	
岸田	玲子	墨田区民生委員・児童委員 墨田区主任児童委員、 すみだ人権啓発センター副理事長	
坂井	新二	公益財団法人東京都人権啓発センター専門員	
古野	ひとみ	NPO 法人 LGBT の家族と友人をつなぐ会理事	

## 墨田区人権に関する意識調査(令和元年8月実施)の概要

1 調査実施の目的

平成23 (2011) 年に策定した「墨田区人権啓発基本計画」の改定を検討しており、区 民の皆様の人権問題に関する意識を把握し、その基礎資料とするために本調査を実施し ました。

- 2 調査の項目
  - ① 人権問題全般
  - ② 女性の人権
  - ③ 子どもの人権
  - ④ 高齢者の人権
  - ⑤ 障害のある人の人権
  - ⑥ 同和問題
  - ⑦ 日本に居住している外国人の人権
  - ⑧ エイズ患者・HIV感染者の人権問題
  - ⑨ 犯罪被害者やその家族の人権問題
  - ⑩ インターネット上の人権問題
  - ① 性的マイノリティ(LGBT等)に関する人権問題
  - ② 災害時における人権問題
  - ③ 見た目問題に関する人権問題
  - ⑪ 基本属性
- 3 調査期間

令和元 (2019) 年8月6日 (火) ~8月26日 (月)

4 調査方法

調查地域:墨田区全域

調査対象:墨田区在住の18歳以上の男女(外国籍含む)

標 本 数:2,000サンプル (外国籍含む)

抽出方法:層化無作為抽出法

調査方法:郵送配布-郵送回収(督促はがき1回)

5 回収結果

有効回収数:752人 回 収率:37.6%

以上

# 墨田区人権啓発基本計画(平成 28 年度~令和 3 年度)の各 施策の評価

※本計画において掲載されている順番どおりに記載

- 「A」計画通り実施し、人権教育または人権啓発の視点においても十分な効果を発揮した。
- 「B」計画通り実施し、人権教育または人権啓発の視点においても概ね効果を発揮した。
- 「C」人権教育または人権啓発の視点において課題が残る。
- 「D」諸事情により事業を実施できなかった。

1 同和問題			
所管課名	施策	評価	評価の理由
窓口課	各種証明書の不正 取得の防止	A	窓口や郵送による各種証明書の請求時における請求事由の正当性の確認を行い、不正取得の防止を図ることができた。
人権同和·男女 共同参画課	啓発冊子の配布、啓 発ポスターの掲示	A	平成28 (2016) 年度と令和元 (2019) 年度に、啓発冊子「人権感覚」を改定し、各種イベント等で配布した。また、ポスターやリーフレット等についても庁舎や区内施設等で掲示するなど広く啓発を行うことができた。
	広報紙による啓発・ 人権コラム、人権特 集の掲載	A	毎年度、広報紙で年3回以上の人権コラムや12月の特集号を掲載しており、同和問題に関する啓発や、相談先等の情報提供を行い、広く啓発を行うことができた。
	相談事業	A	人権問題等の相談事業は年間を通して行ってい る。
	同和対策本部会議 等の開催	A	毎年度、同和対策本部会議及び各同和対策協議会 を開催し、庁内で情報共有を行うとともに、関係 団体とも連携を図ることができた。

2 女性の人権問題			
所管課名	施策	評価	評価の理由
人権同和·男女 共同参画課	墨田区男女共同参 画推進委員会等の 開催	A	男女共同参画推進プラン進捗状況報告に係る第 三者評価や、区民との意見交換会など、毎年、積 極的活動を展開している。
	墨田区男女共同参 画苦情調整委員会 の開催		平成18 (2006) 年10月に設置されて以来、男女共同参画に関する苦情申出はこれまでなかったため、実績はない。
	墨田区男女共同参 画に関する区民意 識調査の実施	В	計画期間中では、平成24(2012)年度と29(2017) 年度に実施しており、男女共同参画推進プランの 改定に当たっての根拠データとしての活用や、啓 発事業を展開する上での参考にしている。

		Б	
	男女共同参画事業の実施	В	区民向け事業は拠点施設である女性センターで 実施している。区内企業向けWLBセミナーなど を実施してきた。
	男女共同参画情報 誌「すずかけ」の発 行	В	区民との協働で作成しており、区民目線での男女 共同参画、多様な性、自殺防止等情報発信ができ た。
	DV 防止啓発カード の作成・配布	В	DV防止啓発カードを作成し、医師会・歯科医師会・薬剤師会に、配付を依頼する他、都のデート DV防止啓発カードを、中学3年生と新成人に配 布してきた。
	DV・デートDV予防啓 発講座の開催	В	若年層や男性も対象とし、興味を持ちやすいテーマを取り入れながら集客を確保して実施した。学校への出前講座も継続できた。
	女性のためのカウ ンセリング及びDV 相談	A	他機関と連携しながら、女性の自立を促しエンパ ワメントするカウンセリング手法の長所を活か し業務を行った。
生活福祉課	女性に対する暴力、 性的被害など女性 の人権侵害や女性 福祉に関する相談・ 緊急一時保護等、そ の他の援助	A	保護・援助を必要とする女性、DV被害者及びストーカー被害者などに対して、相談・緊急一時保護などを通して自立に向けた支援を行っている。
	一時保護施設及び 社会福祉施設への 入所 の援助	A	住居立ち退き等で居所を失った女性や、DV被害者 及びストーカー被害者などの保護・援助を必要と する女性に対して、相談と入所の援助を行ってい る。
	女性福祉資金等の 貸付を通じた経済 的な自立と安定の 援助	A	経済的に自立して安定した生活を送るために、目的により必要な額を各資金の限度額内で貸付けを行い、女性福祉の増進を図っている。
窓口課	住民基本台帳事務 におけるDV及びス トーカー行為等被 害者の支援措置	A	法令、通達などに基づき対応を図るとともに、状況に応じ、要綱、マニュアル等の改訂を行う。また、DV支援措置対象者が大幅に増加しているため、支援者に関する住所情報等の請求については、より一層厳格に対応する。平成27 (2015) 年度:337件 28 (2016) 年度:366件 29 (2017) 年度:422件 30 (2018) 年度:428件 令和元 (2019) 年度:465件 2 (2020) 年度:538件 (他の自治体で支援を受けている者を含む)
人権同和·男女 共同参画課	男女共同が災行動の を が が が が が の 防 災 行 が の 防 災 行 の の 防 災 行 に の の 防 災 行 に の の の の の の の の の の の の の	A	【すみだ女性センター事業実績】 平成28 (2016) 年 女性の防災行動力向上講座(全 2回×2回実施) 平成29 (2017) 年 同上(全2回コース、1回コース実施) 平成30 (2018) 年 男女共同参画連続基礎講座にて 1コマ「男女共同参画視点で考える防災」実施 平成29 (2017) ~30 (2018) 年 協力委員会の情報 資料委員会にて、防災について考える区民向けサロン実施。

防災課		В	・平成30 (2018) 年度、令和2 (2020) 年度に防災 士育成事業を実施した。その研修カリキュラムの 中で、避難所運営など男女共同参画に関する内容 も取り入れた。 ・総合防災訓練において災害備蓄品の展示を実施 した。また、東京都が作成した女性向け啓発冊子 「東京くらし防災」の配布や、その内容に基づい た地域での防災講話を実施した。 ・避難所ごとに設置する地域防災活動拠点会議に おいて、それぞれの避難所の運営マニュアルを作 成・作成する中で、男女共同参画の視点を取り入 れた。
人権同和・男女 共同 参画課	啓発冊子の配布、ポ スターの掲示	A	平成28 (2016) 年度と令和元 (2019) 年度に、啓発冊子「人権感覚」を改定し、各種イベント等で配布した。また、ポスターやリーフレット等についても庁舎や区内施設等で掲示するなど広く啓発を行うことができた。
	広報紙による啓発・ 人権コラム、人権特 集の掲載	A	毎年度、広報紙で年3回以上の人権コラムや12月 の特集号を掲載しており、女性の人権問題に関す る啓発や、相談先等の情報提供を行い、広く啓発 を行うことができた。

3 子どもの人権問題			
所管課名	施策	評価	評価の理由
子育て支援 総合センター	児童虐待防止の区民 向け啓発パンフレッ トの作成・配布	A	平成28 (2016) 年度、令和元 (2019) 年度にパンフレットを改訂。区民へ配布し、児童虐待防止についての啓発を行った。
	関係機関向け虐待防 止マニュアルの作 成・配付	A	令和2(2020)年度に虐待防止マニュアルを改訂・ 配布し、関係機関との連携強化を図った。
	虐待防止講演会の開 催	A	平成28 (2016) 年度~令和2 (2020) 年度に虐待防 止講演会を開催した(各年度1回)。
	子育てひろばの運営 (両国・文花) ・子育てに関するさ まざまな相談・講座 の実施	A	「子育てひろば」を2か所運営し、子育てに関する 講座の開催や、常駐の相談員が関係機関と連携を 図りながら保護者等の子育てに関する悩みや不 安に応じ、相談業務の充実を図った。
	子育て支援ボランティアの育成・活用 ・子育て支援員研修 (子育てサポータ ー)	A	地域の子育て経験豊富な区民を子育てサポーターとして認定し、「すみだ子育て支援ネット"はぐ"」及び「すみだファミリー・サポート・センター事業」の担い手を育成した。
	養育家庭体験発表 会・講演会の開催	A	平成28 (2016) 年度~令和2 (2020) 年度に養育家 庭体験発表会を開催した(各年度1回)。→ <u>令和2</u> (2020) 年度から子育て政策課が実施
	子育て総合相談 ・子育てに関する総 合的な相談の実施	A	子ども自身や保護者等からの育児・不登校・虐待・ 非行などさまざまな相談に応じた。また、内容に 応じて関係機関と連携を図り、総合的支援を行っ た。

<i>⁄⁄</i>	墨田区要保護児童対 策地域協議会の運営 ・代表者会議、実務 者会議等の開催	A	平成28 (2016) 年度 代表者会議2回開催、実務者会議3回開催 個別ケース検討会議58回開催 平成29 (2017) 年度 代表者会議2回開催、実務者会議3回開催 個別ケース検討会議45回開催 平成30 (2018) 年度 代表者会議2回開催、実務者会議3回開催 個別ケース検討会議52回開催 平成31 (2019) 年度 代表者会議2回開催、実務者会議3回開催 個別ケース検討会議51回開催 令和2 (2020) 年度 代表者会議2回開催、実務者会議4回開催 個別ケース検討会議51回開催 令和2 (2020) 年度 代表者会議2回開催、実務者会議4回開催 個別ケース検討会議53回開催
窓口課	住民基本台帳事務に おける児童虐待等被 害者の支援措置	A	引き続き、法令、通達などに基づき対応を図ると ともに、状況に応じ、要綱、マニュアル等の改訂 を行う。
指導室	いじめ問題防止啓発 リーフレットの作 成・配付	A	毎年4月に区立小中学校へ配布している。各学校は、全児童・生徒に配布し、保護者への周知と児童・生徒へのいじめ防止の指導に活用している。
	いじめ防止プログラ ムによる取組の実施	A	平成30 (2018) 年3月に改訂している。各学校における教員向けの研修会で活用し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めている。
	スクールサポートセンターにおける相談 事業の実施(いじめ相談窓口24時間対応)	A	相談員が丁寧に対応し、相談者を安心させるとと もに、相談内容に応じた適切な相談先を紹介する など、早期対応を図っている。
	スクールカウンセラ ーによる学校での相 談事業の実施	A	小学校第5学年、中学校第2学年で全員面接を実施するとともに、定期的な相談や授業観察等を通して、いじめの早期発見、早期対応に努めている。
すみだ教育 研究所	教育相談室における 相談事業の実施	A	教育相談事業を実施し、教育上のさまざまな悩みに対して相談に応じ、その解決のための助言や支援を行った。 コロナ禍においても、電話相談による対応等により、継続して実施することができた。
指導室	生活指導主任会にお ける情報提供及び研 修会の実施	A	各学校での生活指導上の課題等について情報交換を行うとともに、関係機関との連携や研修会の実施など、児童・生徒の健全育成に向けた指導の充実を図っている。
広報広聴担当	中学生区議会	В	中学生区議会については毎年度実施した。参加者 アンケートでは概ね理解度・好感度共に良好であった。今後、人権啓発を含め、実施テーマについ て精査していく必要がある。
人権同和·男女共同 同 参画課	啓発冊子の配布、啓 発ポスターの掲示	A	平成28 (2016) 年度と令和元 (2019) 年度に、啓発冊子「人権感覚」を改定し、各種イベント等で配布した。また、ポスターやリーフレット等についても庁舎や区内施設等で掲示するなど広く啓発を行うことができた。
	広報紙による啓発 ・人権コラム、人権 特集の掲載	A	毎年度、広報紙で年3回以上の人権コラムや12月の特集号を掲載しており、子どもの人権問題に関する啓発や、相談先等の情報提供を行い、広く啓発を行うことができた。

文化芸術振興課	「国際的な子の奪取 の民事上の側面に関 する条約(ハーグ条 約)」啓発冊子の配 布、啓発 ポスターの掲示 ・国が作成したリー フレット等の配布	A	外務省作成の啓発冊子の配布、啓発ポスターの掲示をした。
生活福祉課	子供の未来応援国民 運動ホームページ (子供の未来応援プロジェクト)とのリンクによる啓発	A	継続して、区ホームページにリンクを作成し、啓発している。
	子どもの貧困対策連 絡会(子どもの貧困 対策推進本部)	A	毎年、子どもの未来応援に関する施策の実績を取りまとめ、事業評価を分析し、子どもの貧困対策 推進本部会議に報告している。
窓口課	離婚時の養育費等の 取決めについての啓 発	A	離婚、親権、養育費の取決めや年金分割など離婚の際に関係する諸手続きをご案内するパンフレットを作成配布している。また、離婚届出時に未成年の子がいる場合は養育費の取決めの有無を確認している。

4 高齢者の人権問題			
所管課名	施策	評価	評価の理由
高齢者福祉課	啓発講演会の実施	В	認知症講演会について毎年開催し、参加者のアンケート結果も良好だった。区民のニーズを十分把握し、テーマ設定や周知方法について工夫する必要がある。また、令和元(2019)年度の第3回、令和2(2020)年度の開催予定分について新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となった。
	男性介護者教室の開   催	В	平成28 (2016) 年度から令和元 (2019) 年度までは当初計画通り毎月開催した。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和2 (2020) 年3月から7月まで開催を中止した。
人権同和·男女 共同参画課	啓発冊子の配布、啓 発ポスターの掲示	A	平成28 (2016) 年度と令和元 (2019) 年度に、啓発冊子「人権感覚」を改定し、各種イベント等で配布した。また、ポスターやリーフレット等についても庁舎や区内施設等で掲示するなど広く啓発を行うことができた。
	広報紙による啓発 ・人権コラム、人権 特集の掲載	A	毎年度、広報紙で年3回以上の人権コラムや12月 の特集号を掲載しており、高齢者の人権問題に関 する啓発や、相談先等の情報提供を行い、広く啓 発を行うことができた。
高齢者福祉課	高齢者権利擁護相談 等の実施(高齢者虐 待防止法に基づく対 応)	A	高齢者支援総合センターと連携し、高齢者虐待の 防止や権利擁護に資する相談・支援を行った。
	認知症高齢者家族介護者教室	В	日常生活圏域毎に認知症家族介護者教室を実施した。また、令和元(2019)年度、2(2020)年度については新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から一部事業を中止した。

認知症サポーター養成、認知症ボラン ティア活動支援	В	認知症サポーター養成講座について、区内のボランティア人材を活用し、小学生から区内企業、町会、自治会、老人会等幅広い層に対して事業を実施した。令和2(2020)年2月以降、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を一部中止した。
高齢者虐待・権利擁護検討会の開催	В	平成28 (2016) 年度から令和元 (2019) 年度までは計画通り月1回の検討会を開催した。コロナ禍の影響及び講師の都合により、令和2 (2020) 年度は希望者が法務課弁護士に相談する形式に変更して実施したが、内容の充実を図れなかった。

5 障害者の人権	問題		
所管課名	施策	評価	評価の理由
障害者福祉課	すみだスマイル・フェスティバルの実施	A	平成28 (2016) 年度~令和元 (2019) 年度に開催した。(令和2 (2020) 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止) 一般来場者へ向けた障害者福祉に関する理解啓発を主な目的とした各コーナーを実施する第1部と、障害のある方及びその家族・参加団体の交流を目的とした障害者団体の舞台発表を中心とした第2部の2部構成で実施し、ノーマライゼーション理念の普及を図ることができた。
	障害者ふれあいバザ ーの開催	A	平成28 (2016) 年度~令和元 (2019) 年度に開催した。(令和2 (2020)・3 (2021) 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止) バザー会場において障害者就労施設等で作成した自主生産品の販売を行い、障害者団体の活動について広く区民にアピールすることができた。
	区民、区内事業者を 対象にした障害者差 別解消法に係る啓発 の実施	A	法が施行された28 (2016) 年度に講演会の実施、障害者差別解消法に関するパンフレット、啓発グッズの作成を行った。令和2 (2020) 年度には、心のバリアフリー事業として、障害理解を促進する内容の冊子を作成した。
	職員対応要領に基づく障害者差別解消法に係る研修及び啓発の実施	A	職員が参加する障害者差別解消法に係る研修は、 平成28 (2016) 年度 (2回実施) と平成29 (2017) 年度に開催した。また、職員課が実施する職層研 修等で啓発冊子を配布するなどし、法に関する周 知を行った。
	ヘルプカードの周知・配布・必要な支援内容等が記載された「ヘルプカード」の周知と配布	A	障害者福祉課、各出張所、各保健センターの窓口で引き続きカードの配布を行った。また区ウェブサイトにおいても引き続きヘルプカードの周知を行った。
人権同和·男女共 同参画課	啓発冊子の配布、啓 発ポスターの掲示	A	平成28 (2016) 年度と令和元 (2019) 年度に、啓発冊子「人権感覚」を改定し、各種イベント等で配布した。また、ポスターやリーフレット等についても庁舎や区内施設等で掲示するなど広く啓発を行うことができた。
	広報紙による啓発 ・人権コラム、人権 特集の掲載	A	毎年度、広報紙で年3回以上の人権コラムや12月 の特集号を掲載しており、障害者の人権問題に関 する啓発や、相談先等の情報提供を行い、広く啓 発を行うことができた。

障害者福祉課	障害者虐待防止セン ターの運営(障害者 虐待相談窓口24時間 対応)	A	障害者虐待防止法に基づき、墨田区に障害者虐待防止センターを設置し、24時間365日の通報体制、障害者の保護、広報・啓発等を実施した。
	墨田区地域自立支援 協議会の開催	A	平成28 (2016) 年度から令和3 (2021) 年度まで毎年開催した。障害者及びその関係者と協議し、障害福祉計画・障害児福祉計画の推進を行った。

6 インターネッ	6 インターネット上の人権問題			
所管課名	施策	評価	評価の理由	
人権同和·男女共 同 参画課	啓発冊子の配布、啓 発ポスターの掲示	A	平成28 (2016) 年度と令和元 (2019) 年度に、啓発冊子「人権感覚」を改定し、各種イベント等で配布した。また、ポスターやリーフレット等についても庁舎や区内施設等で掲示するなど広く啓発を行うことができた。	
	広報紙による啓発 ・人権コラム、人権 特集の掲載	A	毎年度、広報紙で年3回以上の人権コラムや12月 の特集号を掲載しており、インターネット上の人 権問題に関する啓発や、相談先等の情報提供を行 い、広く啓発を行うことができた。	
地域教育支援課	家庭教育パンフレット「おやこいっしまに(小学生低学年用:1~3年生・高学年用4~6年生、中学生用)」に存った。ネット依存、ストいじめ、フィ・戦力の注意の注意の注意	A	毎年度、家庭教育パンフレットを保護者へ配布することで、家庭内におけるネット依存・ネットいじめの防止に関する教育の推進やフィルタリング等の啓発を行うとともに、各種相談窓口を周知した。	

7 外国人の人権	7 外国人の人権問題			
所管課名	施策	評価	評価の内容	
文化芸術振興課	国・テ・ア・の・災・ム・レ実際化際では、大・ア・の・災・ム・レー・ア・ア・の・災・ム・レー・ア・ア・の・災・ム・レー・ア・ア・の・災・ム・レー・ア・ア・の・災・ム・レー・ア・ア・の・災・ム・レー・ア・ア・の・災・ム・レー・ア・ア・の・災・ム・レー・ア・ア・の・災・ム・レー・ア・ア・の・災・ム・レー・ア・ア・の・災・ム・レー・ア・ア・の・災・ム・レー・ア・ア・の・災・ム・レー・ア・ア・の・災・ム・レー・ア・ア・の・災・ム・レー・ア・ア・の・災・ム・レー・ア・ア・ア・の・災・ム・レー・ア・ア・ア・の・災・ム・レー・ア・ア・の・災・ム・ア・ア・の・災・ム・ア・ア・の・災・ム・ア・ア・の・災・ム・ア・ア・ア・の・災・ム・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア	В	事業の見直しに伴い、以下の事業について、平成30 (2018) 年度をもって廃止・休止となった。 ・国際化推進ボランティア研修会の実施(廃止) ・日本文化体験事業の実施(廃止) ・国際交流プログラムへの支援(廃止) ・外国人のためのリレー専門家相談会の実施(休止) なお、その他事業については継続して実施している。	
人権同和·男女共 同参画課	啓発冊子の配布、啓 発ポスターの掲示	A	平成28 (2016) 年度と令和元 (2019) 年度に、啓発冊子「人権感覚」を改定し、各種イベント等で配布した。また、ポスターやリーフレット等についても庁舎や区内施設等で掲示するなど広く啓発を行うことができた。	
	広報紙による啓発 ・人権コラム、人権 特集の掲載	A	毎年度、広報紙で年3回以上の人権コラムや12月 の特集号を掲載しており、外国人の人権問題に関 する啓発や、相談先等の情報提供を行い、広く啓 発を行うことができた。	

窓口課	外国語による生活情 報等の提供	A	転入する外国人の希望者へ生活情報冊子を配布した。
文化芸術振興課		В	生活情報に係る刊行物を、多言語情報コーナー (区役所1階)に配架することで、生活情報等の提供をしている。 今後は、多言語情報コーナーの積極的な周知を し、より多くの外国人に生活情報が行きわたるようにする。

8 HIV感染者・ハンセン病等の人権問題			
所管課名	施策	評価	評価の理由
保健予防課	エイズ 実施 ・関係を対象い知せ、 を対象をした を対象をした を対象を との との との との との との との との との との との との との	В	毎年度計画通りに実施した。令和2年度はコロナ 禍であり集客、講師の選定ができず開催できなか った。
	エイズ予防啓発冊子 の配布 ・国や東京都が作成 した冊子等の配布	A	通年HIV検査を行っている本所保健センターと保健予防課窓口で冊子を配布した。
人権同和·男女共 同参画課	啓発冊子の配布、啓 発ポスターの掲示	A	平成28 (2016) 年度と令和元 (2019) 年度に、啓発冊子「人権感覚」を改定し、各種イベント等で配布した。また、ポスターやリーフレット等についても庁舎や区内施設等で掲示するなど広く啓発を行うことができた。
	広報紙による啓発 ・人権コラム、人権 特集の掲載	A	毎年度、広報紙で年3回以上の人権コラムや12月の特集号を掲載しており、HIV感染者・ハンセン病等の人権問題に関する啓発や、相談先等の情報提供を行い、広く啓発を行うことができた。
保健予防課	エイズ相談・HIV 抗体検査の実施 ・エイズの早期発見 及びまん延防止を見 的にした電話相談、 来所相談、抗体検査 カウンセリングの無 料実施	В	毎年度計画通り実施した。令和2 (2020) 年度は緊急事態宣言中は検査の実施が困難であった。解除後は、人数制限並びに個別相談を電話相談体制とし相談体制を維持した。

9 さまざまな人権問題(1)犯罪被害者やその家族の人権問題			
所管課名	施策	評価	評価の理由
人権同和·男女共 同参画課	啓発冊子の配布、ポ スターの掲示	A	平成28 (2016) 年度と令和元 (2019) 年度に、啓発冊子「人権感覚」を改定し、各種イベント等で配布した。また、犯罪被害者等の人権に関するポスターやリーフレット等についても庁舎や区内施設等で掲示している。
	広報紙による啓発 ・人権コラム、人権 特集の掲載	A	毎年度、広報紙で年3回以上の人権コラムや12月の特集号を掲載しており、犯罪被害者等の人権に関する啓発や、相談先等の情報提供を行っている。

9 さまざまな人権問題(2)企業における人権問題				
所管課名	施策	評価	評価の理由	
人権同和·男女共 同 参画課	民間団体向け研修会 ・区内企業等からの 要請による研修講師 の派遣等	В	企業からの研修講師の要請はなかったが、毎年度、介護保険事業者や指定管理者・業務委託事業者への研修講師を行っている。令和2年度については、コロナのため中止となった。	
	啓発冊子の配布、啓 発ポスターの掲示	A	平成28 (2016) 年度と令和元 (2019) 年度に、啓発冊子「人権感覚」を改定し、各種イベント等で配布した。また、企業における人権に関するポスターやリーフレット等についても庁舎や区内施設等で掲示している。	
	広報紙による啓発 ・人権コラム、人権 特集の掲載	A	毎年度、広報紙で年3回以上の人権コラムや12月の特集号を掲載しており、企業における人権に関する啓発や、相談先等の情報提供を行っている。	
9 さまざまな人	権問題(3)路上生活	者の人	権問題	
所管課名	施策	評価	評価の理由	
指導室	「路上生活者への偏見・差別の解消を図るための取組に関する基本方針」の作成と取組の実施	A	「特別授業」を年間3回、学年に応じて全小中学校が取り組んでいる。児童・生徒の人権感覚を養うとともに、人権侵害行為をしない・させない・許さない墨田区立学校づくりの一層の推進を図っている。	
人権同和·男女共 同参画課	啓発冊子の配布、ポ スターの掲示	A	平成28 (2016) 年度と令和元 (2019) 年度に、啓発冊子「人権感覚」を改定し、各種イベント等で配布した。また、路上生活者の人権に関するポスターやリーフレット等についても庁舎や区内施設等で掲示している。	
	広報紙による啓発 ・人権コラム、人権 特集の掲載	A	毎年度、広報紙で年3回以上の人権コラムや12月の特集号を掲載しており、路上生活者の人権に関する啓発や、相談先等の情報提供を行っている。	
	権問題(4)アイヌの	人の人	権問題	
所管課名	施策	評価	評価の理由	
人権同和·男女共 同参画課	啓発冊子の配布、啓 発ポスターの掲示	A	平成28 (2016) 年度と令和元 (2019) 年度に、啓発冊子「人権感覚」を改定し、各種イベント等で配布した。また、アイヌの人権に関するポスターやリーフレット等についても庁舎や区内施設等で掲示している。	
	広報紙による啓発 ・人権コラム、人権 特集の掲載	A	毎年度、広報紙で年3回以上の人権コラムや12月 の特集号を掲載しており、アイヌの人権に関する 啓発や、相談先等の情報提供を行っている。	
9 さまざまな人権問題(5)北朝鮮当局による拉致問題				
所管課名	施策	評価	評価の理由	
人権同和·男女共 同参画課	啓発冊子の配布、啓 発ポスターの掲示	A	平成28 (2016) 年度と令和元 (2019) 年度に、啓発冊子「人権感覚」を改定し、各種イベント等で配布した。また、拉致問題に関するポスターやリーフレット等についても庁舎や区内施設等で掲示している。	
	広報紙による啓発 ・人権コラム、人権 特集の掲載	A	毎年度、広報紙で年3回以上の人権コラムや12月 の特集号を掲載しており、拉致問題に関する啓発 や、相談先等の情報提供を行っている。	

9 さまざまな人権問題(6)刑を終えて出所した人の人権問題				
所管課名	施策	評価	評価の理由	
地域教育支援課	保護司活動の支援 ・社会を明るくする 運動への支援	A	更生保護活動の理解を地域に浸透させるため、社 会を明るくする運動の活動を支援した。	
人権同和·男女共 同参画課	啓発冊子の配布、啓 発ポスターの掲示	В	平成28 (2016) 年度と令和元 (2019) 年度に、啓発冊子「人権感覚」を改定し、各種イベント等で配布した。出所した人の人権に関するポスターやリーフレット等についてはとくに掲示していない。	
	広報紙による啓発 ・人権コラム、人権 特集の掲載	A	毎年度、広報紙で年3回以上の人権コラムや12月の特集号を掲載しており、出所した人の人権に関する啓発や、相談先等の情報提供を行っている。	
			ィ(性同一性障害・性的指向)の人の人権問題	
所管課名	施策	評価	評価の理由	
関係各課 (人権同和·男女 共同参画課)	申請書等の性別欄の記載についての配慮	В	平成30 (2018) 年度に「性別欄のある帳票類に関する調査」を行った。回答のあった398件中、性別欄の削除が可能なものが68件、削除は出来ないが工夫は出来るものが29件、法律等により記載が定められているので削除できないものが301件となった。また、職員向け啓発冊子でも、性別欄の記載についての配慮を啓発している。	
指導室	教職員向け研修会の実施	В	指導室主催の研修会を平成29(2017)年度及び令和3(2021)年度に実施した。また、東京都教育委員会の研修会に参加し、性同一性障害・性的指向についての理解を深めている。	
人権同和·男女共 同参画課	啓発冊子の配布、啓 発ポスターの掲示	A	平成28 (2016) 年度と令和元 (2019) 年度に、啓発冊子「人権感覚」を改定し、各種イベント等で配布した。また、性的マイノリティの人の人権に関するポスターやリーフレット等についても庁舎や区内施設等で掲示している。	
	広報紙による啓発 ・人権コラム、人権 特集の掲載	A	毎年度、広報紙で年3回以上の人権コラムや12月の特集号を掲載しており、性的マイノリティの人の人権問題に関する啓発や、相談先等の情報提供を行っている。	
9 さまざまな人権問題(8)中国残留邦人等の人権問題				
所管課名	施策	評価	評価の理由	
人権同和·男女共 同参画課	啓発冊子の配布、啓 発ポスターの掲示	В	平成24 (2012) 年度に作成した啓発冊子「人権感 覚」に掲載し、平成28 (2016) 年度まで啓発を行っていた。	
	広報紙による啓発 ・人権コラム、人権 特集の掲載	В	中国残留邦人等の減少化、高齢化があり、支援は 行っている。東京都でも人権問題としては特に扱っていないため、現在は掲載していない。	

9 さまざまな人権問題(9)災害時における人権問題				
所管課名	施策	評価	評価の理由	
防災課	町会・自治会等に対 する講演会等の開催 ・住民防災組織育成 研修会	В	例年8月に住民防災組織を対象に研修会を開催している。平成30 (2018) 年度は避難所運営をテーマに開催し、避難所の運営方法や避難所生活の中で生じる課題、女性や要配慮者への配慮等について講演された。	
人権同和·男女共同参画課	男女の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の	A	【すみだ女性センター事業実績】 平成28 (2016) 年 女性の防災行動力向上講座(全 2回×2回実施) 平成29 (2017) 年 同上(全2回コース、1回コース実施) 平成30 (2018) 年 男女共同参画連続基礎講座にて1コマ「男女共同参画視点で考える防災」実施平成29 (2017) ~30 (2018) 年 協力委員会の情報資料委員会にて、防災について考える区民向けサロン実施。	
防災課		В	・平成30 (2018) 年度、令和2 (2020) 年度に防災 士育成事業を実施した。その研修カリキュラムの 中で、避難所運営など男女共同参画に関する内容 も取り入れた。 ・総合防災訓練において災害備蓄品の展示を実施 した。また、東京都が作成した女性向け啓発冊子 「東京くらし防災」の配布や、その内容に基づい た地域での防災講話を実施した。 ・避難所ごとに設置する地域防災活動拠点会議に おいて、それぞれの避難所の運営マニュアルを作 成・作成する中で、男女共同参画の視点を取り入 れた。	
	外国語で書かれた防 災マップ等の配布	В	防災マップ(外国語版)を作成し窓口で配布している。また、その内容を墨田区防災マップアプリでも提供している。なお、区HP上「外国人向けの防災情報」では、内閣府や東京都の情報も含めて啓発している。	
人権同和·男女共 同参画課	啓発冊子の配布、啓 発ポスターの掲示	В	平成28 (2016) 年度と令和元 (2019) 年度に、啓発冊子「人権感覚」を改定し、各種イベント等で配布した。災害における人権に関するポスターやリーフレット等についてはとくに掲示していない。	
	広報紙による啓発 ・人権コラム、人権 特集の掲載	A	毎年度、広報紙で年3回以上の人権コラムや12月 の特集号を掲載しており、災害における人権に関 する啓発や、相談先等の情報提供を行っている。	
	災害時における人 権、女性に関する相 談の実施		避難所を開設して、人権、女性に関する相談の実施を行うような事象は無かった。	
防災課	女性や要配慮者に配 慮した備蓄物資の 充実	В	生理用ナプキンやパンティーライナー等の女性 用備蓄物資、おむつやリハビリパンツ等の要配慮 者用備蓄物資といった既存の備蓄物資の更新を 行った。 また、乳幼児用に備蓄していた耐熱ガラス製の哺 乳瓶は避難所開設当初に消毒(又は煮沸)するこ とが難しいため、使い捨ての哺乳瓶に見直しを行 った。	

10 人権教育				
所管課名	施策	評価	評価の理由	
指導室	人権教育推進連絡協会を対象のでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	A	区内幼稚園、小中学校の教職員を対象に年3回実施している。東京都人権施策推進指針に示されている人権課題について、講師を招聘した研修、フィールドワークや施設見学等を計画的に実施し、教員の人権教育への理解と啓発を図っている。	
	東京都人権尊重教育 推進校実践発表会の 開催 ・都内幼稚園・小中 学校教職員を対象に 研究発表会を開催	A	東京都人権尊重教育推進校3校による実践発表会を開催している。令和元(2019)・2(2020)年度は資料提供及び動画配信による発表を行い、推進校の取組を都内の幼稚園・小中学校へ発信している。	
	人権教育実践事例集 の発行 ・区立幼稚園・小中 学校、関係機関に配 付	A	区内人権尊重教育推進校の取組を実践事例集としてまとめ、区立幼稚園・小中学校、関係機関に配布し、推進校の取組を発信し、活用を図っている。	

11 人権啓発			
所管課名	施策	評価	評価の内容
人権同和·男女共 同 参画課	人権擁護委員の活動 支援 ・人権の花運動 ・人権作文 ・子どもの人権 メッセージ校表会 ・サッセージ校での会権 メットを発表の人権 メットの人権 メットの人権 メットの人権 メットの人権	A	人権が尊重された社会に向けて、人権擁護委員の活動支援・連携等を行いながら、各種人権啓発事業を実施し、人権意識の高揚を図ることができた。 令和2(2020)年度の人権作文は、新型コロナウイルス感染症のため中止。
	人権ボランティアセ 体「すみだ動すと ター」の活動すり ・平成17年4月 ・平成人権擁 田地区人権権同議会 とは、人 機等である。 大権略発活動を 大権を 大権を 大力を 大力を 大力を 大力を 大力を 大力を 大力を 大力を 大力を 大力	A	人権が尊重された社会に向けて、すみだ人権啓発センターの活動支援・連携等を行いながら、人権講演会の開催やすみだまつり・こどもまつりでの出展等により各種人権啓発事業を実施し、人権意識の高揚を図ることができた。令和2(2020)年度のすみだまつり・こどもまつりと人権講演会は、新型コロナウイルス感染症のため中止。
地域教育支援課	社会を明るくする運動の支援 ・墨田区推進委員会において保護司会を中心に他団体と連携・協力しながら運動を展開する。	A	更生保護活動の理解を地域に浸透させるため、社会を明るくする運動の活動を支援した。
厚生課	民生委員・児童委員 活動	A	東京都福祉保健局が実施した人権研修の受講により、活動に役立つような人権問題の正しい理解 と認識を深めることが出来た。

人権同和·男女共 同 参画課	人権フェスティバル ・人権問題講演会等 の実施	A	毎年10月に人権啓発と地域交流を目的に幅広い層が参加できるようきねがわスタンプラリーを実施。12月の人権週間は人権意識の啓発のため講演会等の行事を実施している。令和2(2020)年度の人権講演会は、コロナのため中止。
地域教育支援課	人権啓発イベント ・人権講演して、 ベントを通しない、 別や偏見をしない、 なくそうとする意欲 を身に付ける契機と する。	A	人権同和担当と連携し、広く人権啓発普及に向けた講演会を実施した。
	人権・同和教育(団体活動育成事業) ・人権尊重を基盤に 少年・女性及び青年 団体の文化・教育活動を援助する。	A	部落解放同盟東京都連合会墨田支部と連携し、人権啓発普及に向けた事業を実施した。
人権同和·男女共 同参画課	差別事象対応マニュ アルの周知	A	年度初めに差別事象対応マニュアルを全課に周知し、各課で差別事象と思われる案件があった際に、マニュアルのとおりに対応してもらうことができた。
広報広聴担当	広報紙等による人権 を発 ・集・図書のの事のの事のの事のの事のの事のの事のの事ののでは、 を表して、 を表して、 を表して、 を表して、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	В	・広報紙 その時々に合うテーマを取り上げた「人権コラム」を毎年3回程度 (2・6・9月)、また、紙面の 1・2面を使った全般的な人権啓発特集を所管課の求めに応じ毎年12月に掲載している。特に令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害を防止する目的で例年よりも相談窓口の案内など記事を増やし、状況を見ながら柔軟に対応した。・ホームページ 広報紙のPDF版をホームページに掲載し、人権啓発特集を含め閲覧できるようにしている他に、所管課が作成した各種相談窓口や人権啓発に関するページを公開している。・ケーブルテレビ 定期的に、各種相談窓口のお知らせをテロップ情報で映し出し、キャスターがナレーションで紹介した。
人権同和·男女共 同 参画課	・区民等を対象にした啓発冊子「人権感覚」の作成・配付 ・人権に関する意識調査の実施	A	区報・ホームページ・SNS等のさまざまな情報 発信ツールを使い、 啓発記事の掲載を行い、意識啓発を行った。 また、「人権感覚」等の啓発冊子については、イ ベント等で広く区民に配布し、人権意識の高揚を 図ることができた。
広報広聴担当	人権相談 ・すみだ区民相談室 の法律・人権相談: 毎週月・水・金	В	人権相談については、区民の基本的人権を守り、 人権尊重思想の普及・高揚を図るため、法務大臣 から委嘱された人権擁護委員が区民からの相談 に応じている。令和2(2020)年度は、コロナ禍に おいて一時休止した期間はあるものの、感染予防 策を講じながら業務を継続し、区民のニーズに対 応した。
厚生課	権利擁護法律相談 ・社会福祉法人墨田 区社会福祉協議会の 権利擁護相談等への 支援	A	墨田区社会福祉協議会の弁護士による法律相談、 成年後見制度利用や福祉サービスの利用援助等 の各種相談を行うため支援を行った。

12 職員研修			
所管課名	施策	評価	評価の理由
職員課	人権関係研修の実施 ・職層研修 ・特別研修 ・職員研修	В	平成28 (2016) 年度から令和3 (2021) 年度にかけて、新任職員、現任職員、係長級職員及び一般職員を対象として、人権問題や男女共同参画等に係る研修・講演会を実施した。参加者アンケートでは理解度・好感度共に良好であった。令和2 (2020)・3 (2021) 年度はコロナ禍の影響で、一部集合研修からeラーニング研修に切り替えて実施した。

# 世界人権宣言(仮訳文)(1948年12月10日第3回国際連合総会採択)

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

- 第1条 すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。 人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。 第2条
- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域である と、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国 際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。
- 第3条 すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。
- 第4条 何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。
- 第5条 何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。
- 第6条 すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

- 第7条 すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を 受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのよ うな差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。
- 第8条 すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。
- 第9条 何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。
- 第10条 すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

#### 第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪 とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。
- 第12条 何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉 及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保 護を受ける権利を有する。

#### 第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

#### 第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の 場合には、援用することはできない。

#### 第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

#### 第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭 をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有す る。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。 第17条
- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。
- 第18条 すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念 を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀 式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。
- 第19条 すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、 情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

#### 第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

#### 第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。
- 第22条 すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際 的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠 くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

#### 第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を 有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ 有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができ る。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。
- 第24条 すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利 を有する。

#### 第25条

1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分 な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力によ る生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを 問わず、同じ社会的保護を受ける。

#### 第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

#### 第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。
- 第28条 すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

#### 第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務 を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び 尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満た すことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。
- 第30条 この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利 及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認める ものと解釈してはならない。

## 日本国憲法(昭和22年5月3日施行)

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政 治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関 係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。 (略)

第3章 国民の権利及び義務

- 第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。
- 第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権 は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。
- 第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。
- 第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。
- 第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
- 2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
- 3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、 又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。
- 第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。
- 2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
- 3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
- 4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的に も私的にも責任を問はれない。

- 第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。
- 第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。
- 第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に 反する苦役に服させられない。
- 第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。
- 第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、 又は政治上の権力を行使してはならない。
- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。
- 第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。
- 第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
- 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。
- 第23条 学問の自由は、これを保障する。
- 第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相 互の協力により、維持されなければならない。
- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関 しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。
- 第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。
- 第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利 を有する。
- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負 ふ。義務教育は、これを無償とする。
- 第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- 3 児童は、これを酷使してはならない。
- 第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。
- 第29条 財産権は、これを侵してはならない。
- 2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
- 3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。
- 第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。
- 第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の

刑罰を科せられない。

- 第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。
- 第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由 となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。
- 第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、 抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理 由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。
- 第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、捜索及び押収を受けることのない権利 は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ捜索する場所及び押収する物を 明示する令状がなければ、侵されない。
- 2 捜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。
- 第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。
- 第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。
- 2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために 強制的手続により証人を求める権利を有する。
- 3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自ら これを依頼することができないときは、国でこれを附する。
- 第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。
- 2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを 証拠とすることができない。
- 3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。
- 第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任 を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。
- 第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、 国にその補償を求めることができる。

(略)

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試錬に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

(略)

# 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 (平成 12 年法律 第 147 号)

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、 人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与する よう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育 及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を 提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る 事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

### 墨田区女性と男性の共同参画基本条例

目次

前文

第1章総則(第1条-第8条)

第2章 性別による差別の禁止等(第9条)

第3章 基本的施策(第10条-第13条)

第4章 苦情調整機関(第14条-第21条)

第5章 墨田区男女共同参画推進委員会(第22条—第27条)

第6章 雑則 (第28条)

付則

日本国憲法にうたわれている個人の尊厳と両性の本質的平等は、すべての人に保障 されている権利であり、その権利の実現は、私たち墨田区民の共通の願いでもある。

墨田区は、中小企業や自営業者が多く、その中にあって女性は、事業経営に積極的にかかわりつつ、家庭生活、地域活動等において重要な役割を果たし、下町すみだの発展を支えてきた。

墨田区では、このような地域性を踏まえつつ、これまで男女共同参画社会の形成に向けてさまざまな施策を着実に推進し、性別による差別の解消に努めてきた。

しかしながら、現代社会には、家庭、職場、学校、地域社会等において性別による 固定的な役割分担意識やそれに基づく社会制度や慣行が、今なお存在し、その解消が 急務となっている。

また、本格的な少子高齢化の進展、家族形態及び雇用形態の多様化等に適切に対応 し、一人一人が輝くまちすみだとして発展していくためには、性別を問わずその個性 と能力を十分発揮できる機会が確保されることが重要である。

私たちは、性別により差別されることなく、地域の中で、お互いの人権を尊重し、 女性と男性が共に責任を分かち合う男女共同参画社会を形成し、もって個人の尊厳と 法の下の平等を実現することを決意し、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、区、区民、 事業者及び地域団体の責務を明らかにするとともに、区の施策の基本的事項を定め ることにより、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含 む。以下「男女共同参画施策」という。)を総合的かつ計画的に推進し、もって男 女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定 めるところによる。
  - (1) 男女共同参画社会 女性及び男性が、社会の対等な構成員として、自らの意思 によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって女 性及び男性が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
  - (2) 区民 日本国籍を有するか否かにかかわらず、区内に在住し、在勤し、又は在 学する個人をいう。
  - (3) 事業者 区内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
  - (4) 地域団体 区内において活動拠点を有し、地域活動を行う団体をいう。
  - (5) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、 必要な範囲内において、女性又は男性のいずれか一方に対し、当該機会を積極的 に提供することをいう。

#### (基本理念)

- 第3条 男女共同参画社会を形成するため、次の各号に掲げる事項を基本理念として 定める。
  - (1) すべての人が性別による差別的な取扱いを受けず、その人権が尊重されること。
  - (2) すべての人が性別による役割の固定化をもたらす社会制度及び慣行を解消するように努めるとともに、一人一人がその個性と能力を十分発揮し、自己の意思により社会における多様な活動を選択できること。
  - (3) 性別にかかわらず、すべての人が社会の対等な構成員として、あらゆる分野に おける活動の方針の立案及び決定過程に参画する機会が確保されること。
  - (4) 性別にかかわらず、すべての人が相互の協力及び社会の支援のもとに、家庭生活及び社会生活、地域活動等を両立できること。
  - (5) 学校教育、生涯学習その他のあらゆる学習の場において男女共同参画社会の形成に向けた取組がなされること。

#### (区の責務)

- 第4条 区は、基本理念に基づき、男女共同参画施策を策定し、総合的かつ計画的に 推進しなければならない。
- 2 区は、男女共同参画施策を推進するため、必要な体制を整備するとともに、財政 上の措置を講じなければならない。
- 3 区は、男女共同参画施策を推進するに当たり、国及び他の地方公共団体と連携し、 協力しなければならない。

#### (区民の責務)

第5条 区民は、基本理念に基づき、男女共同参画社会についての理解を深め、社会

- のあらゆる分野における活動において、男女共同参画社会の形成を積極的に推進するよう努めなければならない。
- 2 区民は、区が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。 (事業者の責務)
- 第6条 事業者は、基本理念に基づき、男女共同参画社会についての理解を深め、その事業活動に関し、男女共同参画社会の形成を積極的に推進するよう努めなければならない。
- 2 事業者は、区が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。 (地域団体の責務)
- 第7条 地域団体は、基本理念に基づき、男女共同参画社会についての理解を深め、 その団体活動に関し、男女共同参画社会の形成を積極的に推進するよう努めなけれ ばならない。
- 2 地域団体は、区が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(区、区民、事業者及び地域団体の協働)

第8条 区、区民、事業者及び地域団体は、協働して男女共同参画社会の形成に努めなければならない。

第2章 性別による差別の禁止等

(性別による差別の禁止等)

- 第9条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等あらゆる場において、性別による差別的な取扱いをしてはならない。
- 2 家庭内等において、配偶者等に対する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為(以下「ドメスティック・バイオレンス」という。)を行ってはならない。
- 3 何人も、性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害し、又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えること(以下「セクシュアル・ハラスメント」という。)をしてはならない。
- 4 何人も、公衆に表示する情報において、女性に対する暴力的行為を助長する表現 その他の性別による差別を助長する表現を行ってはならない。

第3章 基本的施策

(行動計画の策定)

- 第10条 区長は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画(以下「行動計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 区長は、行動計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなけれ ばならない。
- 3 区長は、行動計画を策定し、又は変更するときは、区民、事業者、地域団体等の

意見を反映できるよう適切な措置を講ずるとともに、第22条に規定する墨田区男 女共同参画推進委員会の意見を聴かなければならない。

(年次報告)

第11条 区長は、行動計画に基づく施策の実施状況について、年次報告書を作成し、区民に公表しなければならない。

(推進施策)

- 第12条 区は、男女共同参画社会の形成を積極的に推進するため、次の各号に掲げる施策を行うものとする。
  - (1) 男女共同参画社会の形成に必要な事項の調査研究、普及及び広報に関する施策
  - (2) 家庭、職場、学校、地域社会等において性別による役割の固定化又は差別的な 取扱いを受けることにより、社会活動における選択の自由が制約されることのな いよう必要な措置を講ずる施策
  - (3) 女性と男性が、共に協力し合うことにより、家庭生活及び社会生活、地域活動等を両立することができるよう必要な支援に関する施策
  - (4) 学校教育、生涯学習その他のあらゆる学習の場における男女共同参画社会の形成への取組に対する必要な支援に関する施策
  - (5) ドメスティック・バイオレンス及びセクシュアル・ハラスメント等の防止及び これらの被害者に対する支援に関する施策
  - (6) 事業者に対する雇用の分野における情報の提供その他の必要な支援に関する施 策
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成を促進するために必要な 施策

(拠点施設)

第13条 区は、男女共同参画社会の形成に関し、区民、事業者、地域団体等による活動の支援、相談、情報収集その他の男女共同参画施策の推進を積極的に行う拠点施設を設置するものとする。 第4章 苦情調整機関

(設置)

第14条 区長は、次条第1項に掲げる事項について、区民、事業者及び地域団体(以下「区民等」という。)からの申出を適切かつ迅速に処理するため、墨田区男女共同参画苦情調整委員会(以下「苦情調整委員会」という。)を設置するものとする。

(申出の範囲)

- 第15条 区民等が、苦情調整委員会に申し出ることができる事項の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 性別による差別等、男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害されたと認められる事項又は侵害されるおそれがあると認められる事項に関す

ること。

- (2) 区が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと 認められる施策に関すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については、区民等は申出をすることができない。
- (1) 裁判において係争中の事項又は判決等のあった事項
- (2) 法令の規定により、不服申立てを行っている事項又は不服申立てに対する裁決 等のあった事項
- (3) 区議会等に請願、陳情等を行っている事項
- (4) この条例に基づく苦情調整委員会の判断に関する事項

(所掌事務)

- 第16条 苦情調整委員会は、区民等からの申出について、必要があると認めるときは、次の各号に掲 げる事務を行うものとする。
- (1) 前条第1項に規定する事項に係る調査又は区民等に対する調査に係る協力要請 に関する こと。
- (2) 前号の調査(前条第1項第1号に規定する事項に係る調査に限る。)に基づき 行われる関係者に対する助言、指導、是正の要請及び意見の表明に関すること。
- (3) 第1号の調査(前条第1項第2号に規定する事項に係る調査に限る。)に基づき行われる是正措置等を求める勧告又は改善意見の表明及び当該勧告又は改善意見の公表に関すること。

(職務の遂行)

第17条 苦情調整委員会は、前条に規定する事務を行うときは、合議によりその決定を行うものとする。

(定数等)

第18条 苦情調整委員会の委員(以下「苦情調整委員」という。)の定数は3人以内とし、男女共同 参画社会の形成に関し優れた人格・識見を有する者のうちから、区長が委嘱する。

(兼職の禁止)

第19条 苦情調整委員は、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の長若しくは議会の議員、 政党その他の政治団体の役員又は苦情調整委員会の公正な職務の

遂行に支障が生ずるおそれがあると区長が認める職を兼ねることはできない。

(委員の任期)

- 第20条 苦情調整委員の任期は2年とする。ただし、苦情調整委員が欠けた場合の補欠委員の任期 は、前任者の残任期間とする。
- 2 苦情調整委員は、再任されることができる。ただし、在任期間は、連続して2期 を超えることができない。

(守秘義務)

第21条 苦情調整委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第5章 墨田区男女共同参画推進委員会

(設置)

第22条 男女共同参画施策を推進するため、区長の附属機関として、墨田区男女共同参画推進委員会 (以下「推進委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第23条 推進委員会は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。
  - (1) 行動計画の策定又は変更及び男女共同参画社会の形成に関する重要事項について区長の諮問に応じ、調査し、及び審議し、答申すること。
  - (2) 男女共同参画施策の実施状況について調査し、及び審議し、区長に意見を述べること。

(組織)

- 第24条 推進委員会の委員(以下「推進委員」という。)は、15人以内とし、男女共同参画社会の形成について学識経験を有する者、区民、事業者(法人その他の団体にあっては、その代表者)、地域団体の代表者等の中から、区長が委嘱する。
- 2 推進委員は、女性又は男性のいずれかの一方の性が委員の総数の 6 割を超えては ならない。

(委員の任期)

- 第25条 推進委員の任期は2年とする。ただし、推進委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者 の残任期間とする。
- 2 推進委員は、再任されることができる。

(関係機関等への協力要請)

第26条 推進委員会は、必要に応じて、区民等その他委員以外の者に対し、推進委員会の会議への出席、意見、説明又は資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。

(部会の設置)

第27条 推進委員会に部会を置くことができる。

第6章 雑則

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、墨田区規則で定める。

付 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、平成18年10月1日から施行する。

墨田区人権啓発基本計画

令和4 (2022) 年~令和13 (2031) 年

令和4年3月発行

発行:墨田区総務部人権同和·男女共同参画課

〒130-8640 墨田区吾妻橋1-23-20

TEL: 03-5608-6322

FAX: 03-5608-6934